

令和六年山形県議会十二月定例会予算特別委員会会議録

令和六年十二月十一日（水曜日）午前十時零分 開会

出席委員（三十九名）

石川 渉 委員
齋藤 俊一郎 委員
橋本 彩子 委員
松井 愛 委員
石川 正志 委員
江口 暢子 委員
阿部 恭平 委員
鈴木 学 委員
伊藤 香織 委員
石塚 慶 委員
関 徹 委員
阿部 ひとみ 委員
梅津 庸成 委員
今野 美奈子 委員
高橋 弓嗣 委員
佐藤 文一 委員
相田 日出夫 委員
佐藤 正胤 委員
遠藤 寛明 委員
相田 光照 委員
遠藤 和典 委員
菊池 文昭 委員
高橋 淳 委員
青木 彰榮 委員
梶原 宗明 委員
五十嵐 智洋 委員
能登 淳一 委員
柴田 正人 委員
渋谷 佳寿美 委員
小松 伸也 委員
吉村 和武 委員
高橋 啓介 委員
木村 忠三 委員
加賀 正和 委員
森谷 仙一郎 委員
榎津 博士 委員
伊藤 重成 委員
船山 現人 委員
田澤 伸一 委員
欠席委員（一名）
奥山 誠治 委員
欠 員（一名）

説明のため出席した者

知事

吉村 美栄子 君

副知事	平山雅之君
企業管理者	松澤勝志君
病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計管理者	山田敦子君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

石川正志委員
田澤伸一委員

のお二人にお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。石塚慶委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。石塚慶委員。

○石塚委員 自由民主党の石塚慶です。質問の機会をいただきました会派の皆様には感謝申し上げますとともに、今日十一日は伊藤香織議員の誕生日ということでありまして、さらにあしたは阿部ひとみ議員、その次が石川議員ということで、今年も誕生日ウイークに質問させていただくこと、光栄に思っております。ちなみに、あしたは鈴木学議員の結婚記念日でもあります。大変めでたい週で、気を引き締めて質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、目指すべき本県の空港の在り方についてということで、空港の将来ビジョンの検討について伺います。

空港の機能強化については、山形県の発展に欠かせないものと考えております。県ではこれまで、空港ビルの国際化に向けた整備等随時実施していると認識をしておりますが、国内外の観光需要の取り込みや災害時の代替空港としての位置づけなど、整備の重要性についてはますます高まっている状況でありまして、代表質問でも議論がなされたところです。早急に将来ビジョンを定め、民間事業者や県民の協力を得ながら適切に整備を進める必要があります。

特に滑走路の延長については、国からの支援も検討する必要があることから、費用対効果の算定も含め、早期に着手することが大切であると考えます。

このたび、十一月十九日、二十日と、県内二空港それぞれの将来ビジョン検討会が開催されました。地域が目指すべき将来の空港の在り方について検討するため、広く一般の方々から意見をもらい、令和七年度以降、各空港の将来ビジョンの策定につなげるという趣旨と伺っております。

この検討会でそれぞれどのような意見が出たのか。特に庄内空港では、地域の高速交通インフラ整備が全体として遅れているとの地元の認識がありまして、空港整備やその活用について非常に大きな期待があると思っておりますが、この

検討会の意見の内容を伺います。

また、今後のスケジュール・ビジョン策定のめどや、次年度実施される検討委員会がどのようなものになるのか、庄内空港の滑走路延長等のロードマップを示して、全県を挙げて具体的な取組を行う必要があると思いますが、県土整備部長に所見を伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

先月十九日と二十日の両日、山形空港と庄内空港の空港将来ビジョン検討会を開催いたしました。検討会では、有識者や民間団体、学生、自治体など幅広い方々から御意見をいただきました。

いただいた御意見といたしましては、滑走路延長を期待する意見がある一方、多くの費用がかかることから、慎重に検討すべきという意見もございました。

このほかには、関西方面や九州方面への新たな路線就航を望む意見や、駐車場について、無料であることが魅力である一方、有料化した収益を二次交通の維持に利用することで利便性向上や車利用の抑制による脱炭素化にもつながるのではないかという御意見、ビジネス客を観光客化するなど利益を上げる方法を検討すべき、航空機の利用以外でも地域の人々が利用しやすいなじみのある空港や、訪れる人が楽しく過ごせる空間にしてほしいなどの意見もいただいたところでございます。

中でも、若い方からの御意見といたしましては、山形空港では、観光地への交通手段としてライドシェアの活用はどうか、空港内の展示スペースの充実や、若者や外国人が集まるコンテンツを入れ込むなど空港自体を観光地化する意見や、旅日記を置き、その内容をSNSを通じて情報発信するなどの御意見、庄内空港では、ビジネス客が多いので加茂水族館など地域の観光施設とコラボレーションした癒やしの空間にするといった意見など、両空港の魅力向上につながるような様々な御意見をいただきました。

委員御指摘のとおり、滑走路の延長には多くの費用を要することから、国庫補助制度を活用する必要があり、そのためには、費用対効果のほか、空港活用のための地域における将来ビジョンの策定と地域での共有が重要となってきます。

県としましては、来年度の設置を考えています両空港の将来ビジョン検討委員会において議論を深め、両空港の空港将来ビジョンの策定に向けて、前に向けて進めていきたいと考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。期待がある一方で、費用の問題から慎重に判断すべきという意見もあった。あと、空港そのものに対する様々な期待もあるということであります。

先般報道で、先駆けて委員会で公表されたわけですが、滑走路延長の整備の見込み費用が、山形空港が二百十億円、庄内空港が四百億円ということで、ちょっと物価高騰がどうなるか分からないところですけども、非常に多くの費用がかかるということでもあります。

当然、県民といいますか一般の方々には報道などでそういった金額を知るわけなんですけれども、単純にやっぱり、金額が結構センセーショナルといいますか、分かりやすいというのもあると思うんですけども、庄内空港がやはりかかるというふうな意見があると。お金がかかるから庄内のほうが整備が遅れるとか、または整備ができなくなるんじゃないかみたいな、庄内の皆様は率直にそのような不安といいますか、そのように感じたという声を私のところにも何件もいただいているところです。

様々ありますが、空港の滑走路延長について、この費用という部分で、県土の均衡ある発展という視点から知事がどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 両空港とも大変重要な空港だと考えております。

滑走路延長を含めた両空港の在り方を検討していく上で、各地域がどのような空港を必要とするのか、空港活用を核とした将来像を各地域がどう描いていくのか、地域のビジョンを考えることが大変重要だと考えております。

来年度に設置を考えております空港将来ビジョン検討委員会におきまして、各地域における将来の空港の在り方についてしっかりと議論を深めていただきたいというふうに考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 庄内については、高速道路を今頑張ってますけれども、まだ完全につながっていない。新庄古口道路もできまして非常に便利にはなっていますが、つながっていない。新幹線はなかなか、まだまだ先が見えないと。高速交通については、庄内の県民はやはりこの空港に非常に期待をしているという状況であります。

ぜひこの滑走路の延長を実現してさらなる発展、洋上風力などもあって庄内地方に非常に大きな投資も入るところですので、滑走路の延長はもちろんのこと、先ほどの意見の中にもありました機能の充実、インバウンドの取り込みで

すとか、あと関西を含むほかの便ですね、そういったところもしっかりと取り組んでいただきたいということを改めて御提言申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

続いて、災害対策について伺います。

七月二十五日に発生した大雨は大変大きな被害をもたらしました。本県ではこの間の報告ですと一千七十八億円の大きな被害であるとのこと。発災直後から国、県、市町村それぞれの立場で命と財産を守る取組を実施してきたことに改めて敬意を表しますとともに、民間企業や全国からのボランティア協力など、あらゆる関係者に私からも感謝を申し上げるところです。

現在、復旧復興に向け災害査定や住民との話し合い等が進んでいると認識しておりまして、国に対してもさらなる支援の要望も行っている状況だと思います。引き続き、迅速な復旧復興に向けて対応をお願いできればと思います。

一方で、気候変動などの要素も加わり、大規模化・激甚化する災害はいつでもどこでも起こり得ると、そのような考えの下、対策や事前準備をしていくことが大切であるというふうを考えます。

県では、山形県地域防災計画を策定し、予防から災害対応、復興までをこの計画でカバーしておりまして、市町村単位でも防災計画があるわけですが、このたびの災害を受けて、事前準備、事前防災がどのように機能していたのか、計画どおり進んでいたのか、しっかりと検証し、計画に改めて反映していくことが必要ではないかと考えております。

このたび、酒田市の大沢地区に伺いました。(画像を示す) 画像のとおり、復旧に向けた手続は進んでいるものの、いまだ田んぼには土砂がたまり、橋は崩れ、復旧半ばというところであり、大沢地区の皆様と懇談する中で、大沢地区では一名の貴い命が失われたわけですが、そのほかにも、本当にぎりぎりまで命が助かったと話をする方が何名もいるという状況でありまして、改めて事前の準備や発災直後の適切な行動、それらの重要性を感じたところです。

大沢地区の住民の声として、被災をした上で事前にこういう取決めをしていたら大変助かったであろうなという案件、これは本当に住民の生の声ということですが、三点伺ってまいりました。

一つは、被害状況の確認は誰がするのかということであり、七月二十五日十三時〇五分大雨特別警報が発表され、約二時間後、十五時三十三分災害派遣要請がなされて、自衛隊の皆様が現地入りし人命救助等に当たっていただいております、これは多くの方々が大変助かりましたというお話をされております。一方、行政側が現地、特に最も被害の大きい青沢地区に入ったのは四日後ということでありました。

生の声をそのまま伝えると、「大沢地区は忘れられてしまったんじゃないか」というふうに感じたそうでもあります。住民の一部はスマホでの映像やドローンでの映像などをSNS等で発信していたようですが、どうすればいいかわからない状態が四日間続いたということでもあります。もっと早く行政とのコンタクトが取れると地域が見捨てられていると考えることもなかったのではないかなというお話をされておりました。二次災害の危険ももちろんあるわけですが、災害直後の現場被害状況の確認は誰が対応することになっているのか、また、このたびはどのような対応だったのかということでもあります。

二つ目はライフラインの復旧です。電気、固定電話、携帯電話、ガス、テレビ、水道等あるわけですが、この復旧は誰がどこにどう依頼するものなのか不明瞭だったということでもあります。携帯電話は民間通信キャリア各社が自主的に移動基地局を配備してくれたため大変助かったということではありますが、ほかに関しては、個人が対応するのか、地域が対応するのか、公的な対応が自動的にあるのか分からないという状況です。同じ地域でも被災状況が個別であると思いますが、自治組織などでまとめて対応・連絡できるような体制を事前に取っておけるとよかったのではないかと二点目です。

三つ目がボランティアセンターの運営であります。酒田市では、直後から県内外各市町村社協からの応援も得ながら順調に運営してきたということではありますが、市社協で整備した運営マニュアルはあるものの、実際には、各地の知見を持った応援人員が中心となって連携しながら運営をしていたということでもあります。県地域防災計画内でもボランティアの受入れについて言及しているわけですが、各市町村のマニュアルをより実践的なものにした上で、随時ブラッシュアップしていくことが必要であると被災地域では感じているようです。

これら現場の声三点、現状の計画ではどのような対応になっているのか、このたび実際の発災後の対応はどのような状況だったのか、防災くらし安心部長に伺います。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 お答えいたします。

まず、山形県地域防災計画ですが、災害の未然防止や被害の軽減を図るための災害予防計画、そして災害発生時の応急対応を示した災害応急計画、そして被災者の生活再建に向けた災害復旧・復興計画で構成しておりまして、毎年、政府の防災基本計画の修正内容等を踏まえ、必要な修正を行っているところでございます。

委員から三点について、対応状況はどうだったのかというふうな御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

一点目の災害直後の現場被害状況の確認については、山形県地域防災計画では、まずは身近な市町村が消防機関と連携し、人的被害、建物被害、ライフライン被害等を把握し、県や防災関係機関に報告を行うこととしております。なお、県としましても、総合支庁や関係出先機関において市町村等と緊密に連携して情報の収集に努めることとしております。

一般の大雨災害における酒田市大沢地区での対応につきましては、発災直後は酒田警察署署員が二十五日中に大沢地区に入り避難誘導等を行ったというふう聞いておりますが、その後、国道三百四十四号が寸断されまして市町村や消防の装備では現地に入ることが困難であり、通信手段も途絶していたことから、県から自衛隊に災害派遣要請を行い、現地の確認や物資の運搬を行っていただいたところであります。県や市では、自衛隊を通じて現地の情報を確認しておりましたが、災害時におけるSNSの効果的な活用等、今後の行政の情報収集方法や住民との双方向の連絡体制の在り方につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

二点目のライフラインの復旧についてですが、電気、ガス、通信などの事業者は、災害対策基本法に基づきまして、内閣総理大臣または都道府県知事から指定公共機関または指定地方公共機関として指定されておまして、県の地域防災計画上、指定公共機関等は設備の被災状況の確認や応急対策に当たります。その際に、県や被災市町村の災害対策本部にリエゾンを派遣し、関係機関と連携しながら、優先的に復旧を進めるべき地域なども協議しつつ応急対策を進めることとしております。

一般の大雨災害におきましても、指定公共機関等それぞれが被災地域において災害応急対策や復旧対策に当たったところでありまして、酒田市大沢地区における通信の不通につきましては、携帯電話各社による臨時基地局の開設に加えまして、県と総務省、携帯電話会社が連携しまして、大沢コミュニティセンターへ衛星携帯電話やWi-Fi機器、非常用発電等を配備し、通信環境を確保したところであります。

三点目の市町村災害ボランティアセンターの運営につきましては、計画上、県及び市町村は、平時から災害時のボランティアの受入れに向けて準備を進めることとしております。

ボランティアセンターの設置・運営は、ほとんどが市町村社会福祉協議会が市町村からの委託を受け行っておりまして、県では、市町村と市町村社会福祉協議会に対しまして、ボランティアセンターの設置・運営に係る研修会を開催するとともに、県社会福祉協議会におきましては、ボランティアセンターの運営マニュアルの作成支援や設置運営訓練への協力を行っているところでございます。

一般の災害におきましては、ボランティアセンターを立ち上げた八市町村では、発災から一週間以内にセンターが設置され、先ほど委員からもありましたとおり、県内外の社協からの御協力もいただきながら、順調にボランティア活動が開始されたところであります。

今後も、県社協と連携しながら、実情に合わせた運営マニュアルの見直しやマニュアルに基づく設置訓練の積極的な実施を働きかけるとともに、ボランティアセンターの運営効率化のためのシステム導入につきまして県として支援してまいりたいと考えております。

県としましては、政府の能登半島地震を踏まえた災害対応の方向性や、このたびの大雨災害に係る対応の検証などを踏まえ、必要に応じて県地域防災計画の見直しを行いながら、今後の大規模災害に対する対応力の強化を着実に進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 様々対応を伺いまして、このたび、これは生の声ということなんですけれども、やはり行政側の対応としては、様々な状況を踏まえながらやっていただいていたと、今の答弁も聞いて認識はしているわけですが、ちょっとブラッシュアップというか、今後、SNSなども含め、プラスする部分はあると思うんです。現場の被災地にいる方々の思いとやっていることがなかなか伝わらないという問題もあるかと思しますので、ひょっとしたら、そこは事前に行政はこういうことをやっていくんだということが伝わっていると住民も安心感があるのかなというところで、ぜひ住民側と事前に、これは、いつどこで何が起こるか分からないところですので全県だとは思わなくても、そういった行政側の対応というのが地域で理解されるようなそういう取組も必要なのではないかと感じたところで

あります。

ありがとうございました。

今の話も踏まえて、防災への事前の対応というところでは、東日本大震災の経験も踏まえ、全国的に様々な取組が行われているところであります。自治体でももちろんやっておりまして、ちょっと例を出しますが、高知県では、人口が海沿いの平地に集中していることから南海トラフ地震への対策を重視しておりまして、南海トラフ地震対策課という専門の課も設置されているところです。対策の柱は、揺れや津波から「命を守る」対策、助かった後の「命をつなぐ」対策、その後の復旧復興期の「生活を立ち上げる」対策であり、様々なケースを想定して実施しているところです。特に最後の復旧復興の部分は、災害が起こる前だとイメージしにくいものですが、この部分をいち早く希望が

見える状態にするということが被災地域の存続にも関わる重要なことであるというふうに考えております。

東日本大震災を教訓に、国土交通省では平成三十年に復興まちづくりのための事前準備ガイドラインを策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組を推進しております。高知県では、国からの支援を受けながら、海に面した市町村でこの事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでおりまして、令和四年から三年間で沿岸市町村と勉強会を実施し、市町村で復興体制づくりと方針案の策定、さらに市町村の中でも対象となる五十の地区で地区ごとの現状整理、課題分析、地形等によるパターン検討、可住地の検討、堤防等の整備検討、津波による浸水の想定を行った上で、土地利用の検討も行き、現位置での復旧や高台移転などを検討していくというものであります。

非常に難易度の高いものでもありますが、当然、地域住民との合意形成をしっかり時間をかけてやるということが重要な要素であります。これを事前に行うことで、想定では復興期間が約四〇%短縮されると国土交通省ではされております。この事前復興まちづくり計画は、復興の短縮というメリットは当然ですが、具体的な状況をイメージすることで、地域住民への防災啓発にもつながる取組と考えられます。

大沢地区の話に戻りますが、一番被害の大きかった青沢地区では、写真のように、皆さんの尽力のおかげで地区内の土砂は撤去を終了しております。(画像を示す) 終了したものの、またいつ災害が起こるか分からないということで、十数軒住んでいた住民は一人も戻っていない状況で、様々な場所にばらばらに過ごしていらっしゃるようです。地区行事に参加するためちょっと戻ってくる住民はいるようですが、地域が丸々なくなってしまうような状況にあります。なれ親しんだ地域での生活を奪われることを考えると、非常に心苦しい思いを感じるようです。

事前復興まちづくり計画につきましては、高知県では津波を想定しているわけですが、土砂災害や河川の洪水など、災害を津波に限定せずに計画策定は可能とも感じているところです。頻発化・激甚化し、いつどこで発災するか分からない状況で、事前復興の考え方を導入し、取り組んでいくべきと思いますが、県土整備部長の所見を伺います。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

事前復興まちづくり計画とは、大規模災害からの復興を円滑に進める観点から、被災後に策定する復興まちづくり計画について事前に検討し、取りまとめる計画でございます。

具体には、事前に地域の特性や災害による被害規模を整理し、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、その課題の解決のための方策を取りまとめるもので、市町村が策定するものとなっております。また、本計画策定の準備段階として復興の体制や復興の手順を復興事前準備として市町村の地域防災計画に位置づけることとされております。

なお、市町村が計画するに当たっては、国の支援制度が準備されており、地震や津波以外に、土砂災害や洪水といった災害についても計画策定の対象となっております。

次に、県内の市町村における取組状況でございますが、令和六年七月末時点で、復興事前準備に関しましては、十一市町村が地域防災計画に位置づけております。また、事前復興まちづくり計画につきましては、国のガイドラインが昨年七月に公表されたばかりであり、計画の策定までには至っておりません。

今般の七月の豪雨災害の被災状況を見ますと、復興の手順や進め方を事前に決めておく復興事前準備について地域防災計画に位置づけておくことや、復興まちづくりの方針や方策を取りまとめた事前復興まちづくり計画を策定しておくことは、速やかな復興や地域住民の安全安心につながるものと考えます。

こうしたことから、県としましては、改めて市町村に対して本計画に係る制度やガイドラインについて周知を行い、被害規模を整理する際に参考となる浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報提供をするとともに、市町村の意向を踏まえながら、防災部局等と連携し、必要な支援や助言を行ってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 前向きな答弁と捉えさせていただきました。

先般、土砂災害の箇所も報道なんかではますます増えると、改めて点検すると増えるという中で、こういった取組をすることで、先ほどもお話ししましたが、実際の手順はもちろんなんですけど、その中で住民の方々とちゃんと話し合うフェーズがあるということで、住んでいる地域にどのようなリスクがあるのか、そういうものを周知する機会にもなると思いますので、ぜひそういった取組を行う市町村に県としても支援をお願いできればというふうに思います。

部長、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

地域コミュニティの支援について伺います。六月の一般質問でも取り上げましたが、再度質問いたします。

防犯・防災を含め、あらゆる角度で安全安心な生活を送る上で、町内会、自治会等の自治組織に代表される地域コミュニティの活動が非常に重要であります。今のお話もそうですが、災害時の対応を含め、自治組織が担う役割や期

待は大きくなる一方、その体制は、人口減、高齢化、考え方の多様化により維持が困難となってきました。さらに大きく分けて、いわゆる都市部と中山間部でも課題が違いますし、地域ごとにきめ細かな対応が必要であると考えます。六月の一般質問においては、県の支援策として地域運営組織形成への支援、アドバイザー派遣、人材育成研修会の実施と、これらを答弁いただいたところです。

一義的には市町村が対応すべき自治組織への県の支援という意味では、それぞれ重要な事業であるわけですが、認識としてはより危機的であるというふうに考えていただきたいと思うところです。地域に必要な支援は人材と予算であることは明白でありますので、市町村と協調し、直接的な支援を実施すべきと考えております。

人材ということでは、高知県が平成十五年度から実施している地域支援企画員制度というのを再度紹介しますが、県職員が地域に駐在し、市町村と連携しながら住民と同じ目線で考え、地域とともに活動することで地域の実情やニーズに応じた支援を実現し、地域の自立や活性化を目的に活動しております。地域に県職員が張りつくというイメージですね。全県で県職員が六十名ほど配置されており、市町村役場に常駐し、それぞれの職員の視点で自主的に活動しております。

本県のアドバイザー制度はよい制度で、今も活用されているわけですが、地域としては、地域の実情を詳細に理解して伴走してくれる人材が必要なのではないかと考えます。

予算についても市町村ごとに対応が違うわけですが、地域が自分たちで考え、活用し、自分たちのありたい地域を実現していく予算を組んでいく必要があると考えます。特に中山間地は、より人口減少のスピードが速く、その対応が急がれます。人口減少の中で小さな集落がなくなるというのは自然の摂理と言ってしまうかもしれませんが、その地域の文化や歴史まで途絶えてしまう可能性もあります。しっかり中山間地の人々の声に耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。様々な施策の前に現状の把握、特に中山間地の把握が必要と考えます。

高知県では様々な中山間地域対策を行っておりますが、その基礎として高知県集落調査というものを活用しております。平成二十三年に初めて実施し、令和三年に第二回を実施しております。中山間地域の定義を、山間地及びその周辺の地域など地理的及び経済的に不利地域として、地域振興に関する五つの法律で規定された範囲としております。国勢調査の結果を基に約二千五百集落を分析した上で、さらに五十世帯未満の千四百五十一集落の集落代表者から聞き取り調査を五十六項目、漁村はもうちょっと多くて六十六項目実施しております。その中で、さらに百九集落には集落在住の十八歳以上全員に住民アンケート五十一項目を実施して、その詳細な状況を把握しております。

農村RMOなど農業と自治組織等を組み合わせることで中山間地域の支援を実施する国の制度などもありますが、全てにこの制度が当てはまるわけではございません。中山間地の早急な支援の実施、人的・予算的支援の検討の根拠となる中山間地域の現状の把握調査について、みらい企画創造部長の見解を伺います。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

地域コミュニティには、自治会や町内会等の地縁団体のほか、地域運営組織やまちづくり団体、地域福祉活動を行う団体など多彩な主体が存在し、それぞれの立場で強みを生かして、地域の催事開催や環境整備、防災、福祉、行政協力業務など、住民相互の助け合いの機能を担っております。

しかしながら、近年、多くの地域で人口減少や高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化等により、これら団体の担い手が減少し、活動の停滞や団体の存続が困難となる事例が顕在化しております。

このため、県内市町村の多くでは、総合計画等に、住民が助け合い支え合う地域コミュニティを核としたまちづくりの推進を施策の柱として位置づけ、地域コミュニティの担い手の育成や活動への支援といった様々な施策を展開しております。また、職員の地域担当制を導入している市町では、担当職員が継続的に地域コミュニティに入り、地域課題に関して住民と役場・役所との橋渡し役を担うことで、より住民目線での施策形成につなげている事例も見られるところです。

また、県としては、自治会等への地域コミュニティ支援アドバイザーの派遣や、市町村職員等を対象とした地域づくり人材育成研修会の開催等に取り組んでおり、特に今年度は、市町村の後押しもあり、住民ワークショップを中心とした地域コミュニティ支援アドバイザー派遣件数が、昨年度の十一地区延べ十八回を大きく上回る、二十地区延べ三十四回の活用が見込まれております。

こうした取組の結果、地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織である地域運営組織は、今年九月末現在で対前年比三十七組織の増加となる百八組織まで拡大しており、これまでの市町村及び県の取組が一つの成果として結びついたものと捉えております。

県としましては、引き続き、市町村との連携を密に取って、持続可能な地域づくりを支援してまいりたいと考えております。

なお、委員から御提案のあった中山間地域における詳細な集落調査につきましては、来年度実施予定の過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法に関連する本県の方針等の改定に当たりまして、総務省、国土交通省が県内の約二千集落を対象に実施する集落状況調査や、その補足として本県が独自に数十集落を抽出して行う調査の結果を分析するとともに、他県における類似調査事例も把握するなどして検討してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

調査については、来年度ある国の調査にぜひ様々必要事項を入れていただきたいというふうに要望いたします。これ定期的に取り組むことで、考え方の変化、状況の変化も見えてくると思います。

これ私見ですけど、やっぱり高知県もそうなんですが、結構住民自治組織にお願いすることはいっぱいあるわけですが、だんだん弱体化していくと結局どこかでそこを何かでカバーする必要があるとあって、人的にも、予算的にも結局どこかでかかってくるので、今、住民自治組織がしっかりしているうちに支援をしていくことが一番効率的なのではないかというふうに思いますので、引き続き対応のほどよろしく願いいたします。

部長、ありがとうございました。

次に行きます。

遊漁船業法——ちょっとマニアックな法律ですが、この改正に伴う影響について伺います。

令和四年四月二十三日、北海道斜里町で発生した遊覧船「KAZU(カズ) I (ワン)」の沈没事故で、搭乗者二十六人全員死亡・行方不明となったことも踏まえた安全対策という意味での法改正と理解しております。しかし、私が地域の現場で認識した課題は、ちょっといろいろはしょって恐縮ですが、立入禁止区域に侵入した場合の厳罰化が遊漁船業を営んでいる方々に適用されるという点であります。

庄内浜では文化的に釣りが盛んで、享保三年に第六代の酒井忠真公が温海の温泉で磯釣りをしたのが武士の釣り文化の発祥とも言われております。釣りのできる武士は剣術ができるより出世したというのは諸説あるようでございますけれども、長い「庄内竿」を使って庄内浜での釣りを楽しんできたその文化は、孔子の教えにも勝る人間教育の場であったという識者もおります。その文化は今も引き継がれ、一部港湾の立入禁止はあるわけですが、皆さん安全に最大限配慮しながら釣りを楽しんできた歴史がございます。

しかしながら、先般の法改正により、状況的には、県で指定する立入禁止区域に遊漁船業いわゆる渡し船の業者の皆さんがお客さんを連れていった場合、業者に対する罰則が強化されることになりました。例えば、港の中の離岸堤にこれまで渡していた場合、遊漁船業法上、必ずしも罰せられなかったものが、法改正により罰則が発生することになるということになります。

当然、そこには安全管理が義務づけられている業者さんの船では連れていけない、連れていけないということになるわけですが、一方、個人では何らかの方法で、多くは二馬力のボート、これ画像で映しますけれども、(画像を示す)二馬力のボートのようなもので、要は安全管理されている船ではないもので、これまでより危険な方法で侵入してしまうということが懸念されるわけでありまして。

安全強化のための法改正が本県においてはより危険な状況をつくってしまうんじゃないかと感じておりますが、法改正に対する認識を農林水産部長に伺います。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 お答えいたします。

遊漁船業の適正化に関する法律いわゆる遊漁船業法は、昭和六十三年十二月に遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護等を目的に制定されました。

このたびの法改正は、近年、遊漁船における死傷事故が増加傾向にあることや、令和四年四月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故もあり、遊漁船利用者の安全確保に対する社会的要請が高まったことから、令和六年四月一日に施行されたところです。

主な改正点といたしましては、一つ目は、遊漁船業法に違反し業務停止命令を受けた事業者について登録の有効期間を短縮するなどといった遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化であります。二つ目は、遊漁船業者が安全対策等を業務規程に定め都道府県に届け出るなどといった遊漁船業者の安全管理体制の強化です。これに伴って、業務規程に案内する漁場や、立入禁止場所に案内しないという旨を明記することが義務化されました。そのほか、利用者の安全等に関する情報の公表等の措置や、都道府県からの業務改善命令に従わない遊漁船業者に対する罰則の強化も盛り込まれたところです。

このたびの法改正は、釣り客を乗船させ漁場に案内する遊漁船業について、利用者の安全性の向上を図る観点から行われたものと認識しております。県としましては、法改正の趣旨を踏まえ、利用者の命を預かる遊漁船業者に対して、安全確保と法令遵守を徹底してまいりたいと考えております。また、遊漁者の方に対しては、ルールを守って、安全に十分留意した上で釣りを楽しんでいただきたいと思っていますのでございます。その旨周知してまいりたい

と考えております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 なかなかちょっと細かい部分もありますが、ちょっと次に進みたいと思います。

こちらの法律は水産庁で所管しているわけですが、各地域における、何ですかね、ローカライズといいますか、細部はそれぞれの海岸の管理者、構造物であれば構造物の管理者での対応となるということで、立入禁止区域の設定や危険行為の取締りなどどのような体制が本県の海岸で必要なのかを考える必要があるというふうに思うところです。

先日、港湾施設の釣り人への開放ということで取組を行っている新潟県の新潟東港と北海道の苫小牧港に現地調査に行っていました。

新潟東港では、第一線となる突堤での死亡事故、釣り客の転落によるものがほとんどなんですけれども、かなり多い状況で、安全な釣り場を提供するということが必要との判断の下、第一線ではない防波堤をNPO法人の管理で安全対策を行いながら有料で開放している。年間約一万五千人、結構多いんですけど、一万五千人利用しているということでありまして。私が行ったときは開放されていなかった状況で、バリケードでこの防波堤は封鎖されているわけですが、通常はこのような形で皆さんルールを守って利用しているということです。(画像を示す)

もう一つ、苫小牧港では、同じく港湾内の防波堤を有料で開放しておりまして、こちらは年間三千人ほど利用があるほか、これも同じような形ですが、皆さんルールを守って、安全対策も行いながら開放しているということでありまして、さらには専用の管理施設も設置して港湾内で釣りができるようにしていると。さらに、その全港湾の、かなり広いんですけども、釣りができる場所をホームページで公開しておりまして、危険を伴う立入禁止区域と明確に区別しているところです。

これは双方ともポイントは、これらの開放施策実施の前に、安全対策、事故対策を主眼として、警察や海上保安部含む行政や、釣り人、港湾関係の民間業者、釣り業界団体などの意見交換の場を設けているということです。新潟県では「港湾施設における釣り問題研究会」というものだったり、苫小牧港では「苫小牧港海釣り施設協議会」ということであります。

これらの施策を山形県でそのままねする、トレースして実施するのがいいというわけではないと思っております。個別の安全対策や、釣り人、関係業者との調整を行った結果、それぞれの港湾に合った形の対応を実施している、これが重要なことだというふうに思うところです。

本県における海岸の事故は、昨年度二十件、人身海難事故二十件ということですが、できる限り減らす、もしくはゼロにするという観点からも、現状のままの遊漁船業法の運用では本末転倒になることを危惧しております。ひょっとしたら、立入禁止区域になっていない、港から遠い岩場で釣りをするより、現状は立入禁止ですけど、近接な離岸堤のほうが安全という考え方もできるかもしれません。常時じゃなくても、期間や時間を区切った開放という可能性もあるかもしれません。

ぜひ関係者と協議の場を設け、本県の海岸で楽しく安全に釣りをするための最適な状況はどういうことかを話し合うべきと思いますが、こちらは県土整備部長に見解を伺います。

農林水産部長、ありがとうございます。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

一般的に、港湾施設は、本来の用途及び目的以外の使用を許可なく行うことができないため、船舶係留施設や防波堤などは関係者以外が立入りすることはできません。そのため、県では、立入禁止看板を設置しているほか、危険な防波堤などへは、進入防止柵を設置し、立入りを制限しています。

防波堤の中でも、陸から離れた海上にある離岸堤は、港内への高波を抑制する目的で設置するもので、外界から直接波を受けるいわゆる第一線の防波堤であり、特に危険で逃げ場もないため、重点的に立入禁止の看板を設置しております。

このたびの遊漁船業の適正化に関する法律の改正により遊漁船業における安全管理の取組が強化されることは、離岸堤等の危険な場所での釣りの抑制につながるものと考えています。

委員御指摘の、県外の港湾で防波堤を釣りに開放している事例につきましては、国土交通省港湾局で作成しております防波堤等の多目的使用に関するガイドラインに従って行っているものでございます。このガイドラインでは、まず、釣り団体などからの釣り場開放のニーズを受けて、市町村等が協議会を設置し、管理運営体制や利用のルール、安全対策、費用の負担等を検討いたします。その検討案につきましては、一つには行政財産の用途・目的を妨げない、二つには行政財産の公共性、公益性に反しない、三つには利用者の安全を確保できる等の観点から、港湾管理者が判断を行い、防波堤等を釣り場として利用できることとしております。

なお、いずれの事例も、外海から直接波を受ける第一線の防波堤ではないところで行っており、全国で離岸堤など第一線の防波堤を釣り場として開放している事例はございません。

港湾管理者の県といたしましては、法改正の趣旨を踏まえ、安全確保が困難な離岸堤を釣り場として開放することは難しいと判断しております。

○柴田委員長 石塚委員。

○石塚委員 様々課題はあるんですが、先ほどもお話したとおり、一番の主眼は安全に釣りができるか、その安全の最大化といいますか、何が一番安全なんだろうということが非常に重要だと思います。様々協議会、市町村を中心にとということでしたが、そういった何が一番安全なんだろうというのをユーザーも含め話し合うというのが重要だなというふうに思っているところですので、それに必要な手続、今後研究してまいりますけれども、安全安心に持続可能に釣りができるということも私も目指してまいりますので、引き続き御指導よろしく申し上げます。

部長、ありがとうございました。

続いて、県立高校の在り方についてということで、本定例会でも議論されておりまして、県立高校の定員割れの状況や産業系の学校の重要性など、活発な質疑が行われております。

本県では、令和六年度までを期間とする県立高校再編整備基本計画に沿って、これまで学級減や統廃合の取組が計画的に進められているところであります。しかしながら、少子化の進行はコロナ禍を経てさらにスピードを上げて、教育ニーズも併せて短期間に大きく変わっております。

先般、十一月二十日、令和七年度から十年間を期間とする次期基本計画策定に向け、第四回目となる県立高校の将来の在り方検討委員会が開催されました。これまで三回の委員の皆様の主な意見を拝見すると、やはり時代の変化が早く適切に対応する必要性等、活発に意見交換されてきたことが分かります。

第四回の検討委員会では、三回目までの意見を踏まえ、次期基本計画の基となる報告書の素案について検討され、今後、検討委員会の報告書を基に年度内に基本計画の策定をしていくとしております。私としましては、時代の変化や多様性の尊重等を踏まえまして、産業系高校など小規模ながら単独で維持していくことも重要ではないかと感じているところです。

第四回の検討委員会では、報告書素案に対してどのような意見が出たのか、その意見を踏まえ、単独で産業系高校や小規模校を残し生かしていく必要性やその在り方について、教育長のお考えを伺います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

県教育委員会では、現行の県立高校再編整備基本計画が今年度をもって終期を迎えますことから、次期計画の策定に向け、本年一月に有識者による検討委員会を設置し、検討を進めてきたところであります。

検討委員会では、今後の高校教育に求められるもの、そして県立高校の将来の基本的な在り方をテーマに議論が進められ、十一月の第四回検討委員会では、これまでの三回の議論を受けた報告書の骨子案が提示され、活発な意見交換が行われました。

その主なものを申し上げますと、今後の高校教育に求められるものにつきましては、予測困難な時代を生き抜くための確かな基礎学力と課題解決能力の育成や、地域や産業界、大学等の外部人材を活用したリアルな体験に重きを置いたキャリア教育の必要性、また、生徒の多様な学習ニーズに対応した柔軟な学び方ができる高校や、AIやデジタルスキルの習得をはじめとした時代を牽引する学びができる新しい学科の必要性などの意見が出されたところであります。

また、県立高校の将来の基本的な在り方につきましては、今後も少子化の進行が見込まれる中、学校の再編統合につきましては、学校の統廃合は必要という意見の一方で、統合によって選択肢を狭めるべきではないとの意見が出されました。また、県立高校の配置につきましては、多様な学びの場を保障するため、県内四学区に普通科、専門学科、総合学科をバランスよく配置することや、産業系学科につきましては、地域産業の担い手育成に向け、農・工・商を中心に各学区に配置するべきとの意見が出されました。さらに、学校の規模に関しましては、教科や部活動の多様性を確保するため一定の規模が必要という意見の一方で、生徒一人一人の可能性を伸ばすきめ細かな指導を行う小規模校は必要との意見が出されたところであります。

このような中で、私といたしましては、産業系高校につきましては、普通科系高校などに比較し地域内に就職する人数が多いことや、地域それぞれに産業の特徴や地域性があることなどを踏まえて検討する必要があると考えております。また、小規模校につきましては、少人数という特性を生かした学びの必要性が増しておりますことや、通学の利便性の確保の観点、さらには地域振興の核として期待されていることなどを踏まえて検討していくことが必要と考えているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後取りまとめられます検討委員会の報告書を踏まえ、教育ニーズの変化に適切

に対応できる持続可能な県立高校の在り方についてしっかりと検討し、次期計画を策定してまいります。

○柴田委員長 石塚委員。簡潔に願います。

○石塚委員 時間がないので、いろいろはしよりながらしゃべります。

具体的な話題で、鶴岡市にあります加茂水産高校、(画像を示す) 県内唯一の水産高校でありまして、写真のとおり、実習船「鳥海丸」を中心とした船舶関連の海洋技術はもちろん、様々な充実した学びを提供しております。全校生徒数が非常に少なくなっておりまして、平成二十六年度と比べて三分の一という状況である一方、県外、庄内地域外から来ている生徒数は二十名ということで、非常に多くなっております。

先ほどの産業系高校の充実の中で、この加茂水産高校も単独で維持していくことが重要というふうを考えているわけですが、それに向けて、まず一つは県外からの志願者受入れ枠の拡大をしていくこと、現在は定員の10%程度ですけれども、この拡大が必要と考えます。

二つ目は地域との連携ということでありまして。生活の場が必要ですが、下宿先が少なくなっていたりする部分を、「地域みらい留学」という民間団体の仕組みも活用しながら、地元の自治組織、地元自治体の鶴岡市とともに課題解決していく協議の場というのを持つ必要があるんですけれども、この加茂水産——県内唯一の水産高校の維持に向けた県外からの志願者の確保について、ちょっといろいろはしよって恐縮ですけれども、教育長の見解をお願いいたします。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 加茂水産高校は、水産科を設置している県内唯一の高校として、海洋技術や海洋資源について多角的に学び、本県の水産業や海洋関連産業を担う海のスペシャリストを育成する重要な役割を有しているわけですが、入学者数につきましては、ここ数年、四十人の入学定員に対しまして二十人前後で推移しております。

県教育委員会では、県立高校の活性化を図るため、県外生の受入れとその拡大に取り組んでおり、今年度新たに、県外からの志願者受入れ校の紹介に加えて、自然や食文化など本県の魅力を盛り込んだ県外生向けのパンフレットを作成し、東京・大阪での合同説明会で配布いたしますとともに、県外の中学生と保護者を対象とした学校見学バスツアーを県内三コースで実施し、加茂水産高校につきましても、学校の特色・魅力を伝えたところであります。

また、新年度は、「地域みらい留学」として県外留学の促進に取り組んでおります民間団体の事業を活用する経費について、市町村と連携して支援するための予算を要求しております。

こうした中、加茂水産高校の県外生受入れにつきましては、現在は、県内志願者を圧迫しないことを念頭に、定員の10%、四名程度としておりますが、昨今の入学者の充足状況を踏まえまして、受入れ枠の拡大を検討しているところであります。

一方で、県外生の受入れ枠の拡大に当たりましては、親元を離れて暮らす生徒の住環境と日頃の生活のサポート体制が極めて重要となります。バスツアーの参加者からも、加茂水産高校に対し高い関心が寄せられた一方で、住環境を懸念する声がありました。

県外生受入れの先進校である遊佐高校や小国高校では、町が主体的・自主的に空き家をリノベーションして寮として整備したり、下宿先を確保しているほか、生活上の困り事など身の回りの相談に応じる世話人を複数雇用するなど、充実したサポート体制を構築しております。加茂水産高校につきましても、県外生受入れの拡大に向けまして、学校と鶴岡市、地元自治会など地域との間で話し合いが始まっておりますので、今後、下宿先の確保等、地域での受入れ態勢づくりに係る好事例など必要な情報の提供に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、引き続き県立高校ポータルサイト等を活用した周知や学校見学バスツアーを実施するとともに、地域みらい留学の事業活用など新たな取組につきましても知恵を絞りながら、県外生の受入れの拡大に取り組んでまいります。

○柴田委員長 石塚慶委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 二 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。江口暢子委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

江口暢子委員。

○江口委員 県政クラブの江口暢子です。予算特別委員会においてこのように質問の機会をいただきましたこと、県政クラブはじめ関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

今年は、元旦の能登半島地震に始まり、本県での七月二十五日の大雨等の災害と、本当に災害の多い年であり、胸の痛む思いであります。犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

このたびの災害に当たっては、吉村知事のリーダーシップの下に、国、県、関係機関の皆様はじめ多くの御尽力をいただき、心より感謝申し上げます。県では復旧・復興対策会議を設置し、時々刻々と変化する様々な課題に向き合いながら、着実に前に進んでいると受け止めています。

先日、東北公益文科大学大学院でも教鞭を執られる、宮城大学の都市計画・まちづくりが専門の小地沢(こちざわ)将之先生と、被災された方々の声をお聞きしてまいりました。仮設住宅や被災した住宅に住まいし、これから先をどうするかと不安を抱えながら年越しを迎えられる方々も多くおられます。地域のコミュニティーのこれからを共に支え、お一人お一人に寄り添い、心温かく新年を迎えることができるように、行政が中心となって、民間、地域、社会全体で支援していかなければならないと思います。

それでは最初に、物流の二〇二四年問題について質問いたします。

本年四月から、これまで物流業界で二〇二四年問題として取り上げられてきたトラックドライバーへの時間外労働規制の強化がスタートしています。

国土交通省によれば、トラックドライバーを全産業と比較すると、年間労働時間は約二割長く、年間所得額は約一割低く、有効求人倍率は約二倍だということでもあります。トラックドライバーの長時間労働の主な要因としては、長時間の運転時間、トラックが到着、出発する際の荷物の積み下ろしにおける荷待ち時間、荷役作業などが挙げられます。

私たちの生活は、今や物流事業者、トラックドライバーの方々に支えられていると言っても過言ではなく、コロナ禍においてもエッセンシャルワーカーとして活躍いただき、まさに暮らしを支える大切な担い手ではありますが、人口減少に伴う労働者不足などによって、ドライバーの人員確保は厳しい状況に置かれております。

一方で、トラックドライバーの年間拘束時間の上限が三千五百十六時間から最大三千四百時間に短縮され、かつ時間外労働が年間九百六十時間以内となったことから、国は、「持続可能な物流の実現に向けた検討会」において、二〇二四年問題に対して何も対策を行わなかった場合、営業用トラックの輸送能力の割合が二〇二四年度には一四・二%、二〇三〇年度には三四・一%不足する可能性があることと試算しています。物流に支障が出ることは、私たちの社会全体の循環に大きな支障を与えることになり、抜本的・総合的な対応が必要であると考えます。

そうした中、二〇二四年問題対策として、ローロー船やフェリー、内航コンテナ船の活用による船舶輸送や鉄道貨物輸送に転換するモーダルシフトが注目されております。

本県では、本年五月に酒田港において内航定期コンテナ航路が開設されたところです。開設に御尽力いただいた吉村知事を代表とする「プロスパーポートさかた」、ポートセールス協議会をはじめ関係会社、団体の皆様にご感謝申し上げます。

モーダルシフトは、ドライバー不足の解消だけではなく、働き方改革やBCP対策としても有効ですし、CO2の排出量も船舶、鉄道であれば抑えられるため地球温暖化対策にもなりますので、本県においても強力に促進すべきと考えます。

そこで、本県における二〇二四年問題の状況と本県企業への影響及びその対策としてのモーダルシフトへの考え方について、みらい企画創造部長にお伺いします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

物流は、県民生活や本県経済を支える重要な社会インフラであり、産業の動脈であります。しかし、深刻な人材不足に加え、働き方改革関連法の施行により今年四月からトラックドライバーに時間外労働時間の上限規制が適用されたことから、労働時間が短くなることで物流の停滞が懸念されるいわゆる二〇二四年問題に直面しております。

県内の運送事業者の状況について業界団体にお聞きしますと、時間外労働時間の上限規制が適用されたことで長距離輸送が困難になっており、中継地点やパートナー企業の確保などにより中継輸送が実現できない運送事業者は運送を断らざるを得ない場合があるということでもあります。

また、荷主の状況について、県が今年八月に県内主要製造業に対して物流の二〇二四年問題の影響を調査したところ、現時点で影響が出ていると回答した企業が四二%、現時点で影響は出ていないが今後影響が出る可能性があることと回答した企業が三九%に上りました。ただし、現時点で影響が出ていると回答した企業の多くは、輸送ルート・便数の見直しや、荷待ち・荷役時間の短縮等の取組を既に実施している、または検討中としております。

以上のことから、目に見えて物流の停滞が起きているという状況にはなっていないと認識しておりますが、物流の二〇二四年問題は、今年を乗り越えれば終わる一過性の問題ではなく、今後の労働人口の減少によって年々深刻化する構造的な問題であります。加えて、運送事業者においては、燃料費の高止まり等もあり、非常に厳しい経営状況に置かれているため、引き続き状況を注視し、中長期的な対策に取り組んでいく必要があります。

その対策の一つとして、トラックによる長距離輸送から船舶や鉄道に輸送モードを転換するモーダルシフトが期待されております。モーダルシフトを進めることにより、大量輸送の効率化はもちろんのこと、CO2排出量の削減、トラックドライバー不足の解消など、様々な効果が見込まれます。

県内における貨物輸送機関別の分担率を見ますと、トンベースで自動車が九八%と高い割合を占めており、船舶や鉄道へのモーダルシフトの推進は重要な視点であると考えております。

県としましては、産業の動脈とも言える物流の持続的な成長を図るため、政府の支援策も活用しながら、モーダルシフトの取組を推し進めてまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

荷主のほうで影響があるというのが四二%、ないが三九%。さほど——もっと深刻になってくるのかなと思ったわけですけども、部長おっしゃったように、徐々にこれからというふうな、一過性で終わるものではないというお話、私も共感しております。

帝国データバンクの調査では、道路貨物運送業者の倒産件数が令和六年上半期百八十六件と過去二番目に高くなっている。その要因が燃料価格高騰と人手不足によるものと言われております。もともと人手不足と言われているトラック業界ですので、これからさらに厳しい会社が出てくるんじゃないか、そんなふうと言われていたところです。これからさらにトラック輸送が厳しくなるのは必至だというふうに思います。そのために、たとえ今は問題が大きく顕在化していないとしても、トラック輸送に代わる物流手段の一つとして酒田港における船舶輸送へのモーダルシフトを推進し続けるべきだと意見を申し上げます。

みらい企画創造部長、ありがとうございました。

次に、酒田港のコンテナ利用を促進するための助成制度について質問いたします。

ポートセールス協議会では様々な助成制度を設けており、酒田港のコンテナ利用を促進するために有用な手段と思われるわけですが、陸送費助成として、例えば酒田港まで片道距離五十キロ未満の荷主も助成対象に加えてはどうかなどの見直しを求める声が聞かれます。

酒田港が荷主側にとって使いやすい、魅力的な物流拠点として選ばれるために助成制度の見直しも必要かと思いますが、県としてどのように進めていかれるのか、産業労働部長に御所見をお伺いします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 お答え申し上げます。

酒田港は、本県と国内外との物流の窓口となる重要な拠点であり、その利用拡大は本県経済の発展に大きく寄与するものであります。

これまで県では、酒田港のコンテナ貨物の利用を拡大するため、荷役機械の更新などによる港湾の機能強化や港湾施設使用料の減免、ポートセールス協議会による助成などを通して、酒田港の利便性向上と積極的なポートセールスを進めてまいりました。

このうち助成制度につきましては、既存荷主の利用拡大や新規荷主の掘り起こしのインセンティブとして、限られた予算の中で最大の効果が見込めるよう、適宜助成の対象や条件、助成単価などの検討・見直しを行ってきたところです。

これまでの主な見直しとしては、令和元年度には、東北中央自動車道の整備の進展に伴いトラック輸送の優位性が高まってきたことから、酒田港との距離に応じた陸送費助成を創設いたしました。また、令和五年度には、バイオマス発電用燃料の貨物量の増加に着目し、ばら積み輸送からコンテナ貨物への転換を促すコンテナ転換支援助成を創設いたしました。二年目となる今年度は想定を上回る問合せがあり、コンテナ貨物の確保に大きく貢献しております。

今年度は、二〇二四年問題対策としてのモーダルシフトの動きを酒田港の利用拡大につなげるため、県内貨物量の大きな割合を占める内陸部の企業の利用率の向上を図ることを目的に、陸送費助成について、陸送距離五十キロメートル以上の荷主に対する助成単価を大幅に引き上げております。また、酒田港の新規利用荷主や大幅に利用を拡大する荷主を対象としたモーダルシフト等促進助成を創設したところです。

県といたしましては、その時々々の社会経済情勢を踏まえつつ、荷主のニーズや港湾関係者の意見等を丁寧に聞き取り、助成制度の効果分析を行いながら、荷主にとって魅力的な助成制度となるよう見直し、積極的にPRすることで、酒田港のコンテナ貨物量の増加につなげてまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

今、お話にありました、ばら積み・バルク貨物からコンテナ貨物に転換した際、非常に増加したということで、大変よかったというふうに思っております。それから、モーダルシフト等促進助成など、昨年、今年と非常に積極的な助成制度への取組をされていると受け止めております。

コンテナ取扱量を増やしていくということは、これまでのような中国市場の情勢ではないので、なかなか難しいのかもしれないとは思っています。まだまだ陸上輸送のほうがコスト的には優位であることもあります。聞いた話ですけども、物流を運送会社や商社に一任して自社のみでは判断できないという話ですとか、見直すにも手続きが難しいという話もお聞きしました。しかし、コンテナ利活用の助成というのは、言わば先行投資だというふうに思っております。適宜評価をしながら見直しをされるというお話ですので、ぜひその辺を小まめに助成制度を見直していただければというふうに思っております。

人材不足によっていざ物流が滞りそうだといった変化のときに整備しても、時間がない、時を逃すわけであります。さらに脱炭素、カーボンニュートラル社会の実現といった観点からも酒田港の役割を果たすことができます。ぜひ全国に向けて酒田港のPRをしていただき、航路を確保していただきたいと思っております。続けることが大事なというふうに思っております。

また、今年八月、初めて南海トラフ地震臨時情報というのが発表されました。南海トラフが起こったときには、コンテナ船の沖待ちが増えて物流がストップすると言われております。高い確率での発生が懸念されている南海トラフ、首都直下型地震に対して、日本海側の港湾整備推進の取組は、国土強靱化、防災力の向上においても重要な取組だと考えます。そのためには、港湾につながるあらゆる高速交通網のさらなる強力な整備促進を進めるべく、国に対して意見・要望を行っていただきたいと申し上げまして、この質問を終わります。

産業労働部長、ありがとうございました。

次に、外航クルーズ船について質問いたします。

酒田北港は、今年の十一月一日に五十周年を迎えました。昭和四十九年の開港からこれまでを振り返りますと、平成四年の中国黒龍江省との新航路「東方水上シルクロード」や、平成七年には韓国釜山港との定期コンテナ航路が開設され、平成十二年にはコンテナクレーン、CFS上屋を備えた国際ターミナルの供用が開始されました。近年では、平成十五年のリサイクルポート指定、平成二十二年の重点港湾、平成二十三年に日本海側拠点港、平成二十九年に「ポート・オブ・ザ・イヤー二〇一六」にそれぞれ選定されました。そして、本年四月、酒田港は国土交通省により洋上風力発電事業の建設拠点とする基地港湾に指定されました。御尽力いただきました多くの御関係の皆様にご感謝申し上げます。

今、酒田港は、様々な方面から注目されております。新しい時代に向けて、新しい羅針盤を携えて、新しい航路に向かう今、大きな変革と前進を遂げようとする酒田港の発展こそ、庄内のみならず山形県の発展であると考えます。

コロナ禍を経て、酒田港では今年度、内港、外港合わせて八回のクルーズ船が寄港し、港ににぎわいをもたらしました。今年は特に寄港が四月から五月に集中し、桜が開花する美しい季節に多くの外国人客を迎え入れることができましたと思っています。酒田港の利用促進を図る官民連携組織「プロスパーポートさかた」、ポートセールス協議会に外航クルーズ船誘致部会を設置し、積極的な招致活動を展開されたことが大きな成果として実を結んだものと評価しております。

また、酒田交流おもてなし市民会議や地元児童生徒などによるおもてなしも定着してきており、観光客にも評価が高いと伺っております。

こちらが「MSCベリッシマ」。(画像を示す)今年寄港した特にMSCベリッシマは総乗客定員五千六百八十六人の大型クルーズ船で、映画のような巨大なホテルかマンションが目の前に迫ってくるような迫力がありました。コロナでストップした人・事・物が全て動き出した感がありました。

こちらがおもてなしの——出ていないですね。(ディスプレイ関係装置の不調)

○柴田委員長 暫時休憩いたします。

午前 十一時 三十四分 休憩

午前 十一時 三十六分 再開

○柴田委員長 再開いたします。江口委員。

○江口委員 やっと港にやってきました。船がやっと寄港いたしました。——(画像を示す)こちらがMSCベリッシマでございます。五千六百八十六人の、本当に映画で見るとような、もうホテルかマンションが目の前に迫ってくるような迫力がありました。そして、こちらがおもてなし風景です。

今後もさらなる発展が期待される酒田港における外航クルーズ船の誘致に係る取組の現状と今後の寄港の見通しについて、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

一度に多くの外国人観光客が訪れる外航クルーズ船は、購買や飲食、タクシー利用などで大きな消費を生み、地域ににぎわいをもたらすことから、地元においても寄港への期待が大きいものとなっています。

酒田港では、これまで、官民一体で組織する「プロスパーポートさかた」、ポートセールス協議会を中心に、国土交通省酒田港湾事務所や近隣の港等とも連携し、積極的に外航クルーズ船の誘致活動を行ってまいりました。

具体的には、海外の船会社の配船計画責任者等に酒田港や県内各地の観光地を視察いただくなどセールス活動を行ったほか、東京で開催されたツーリズムEXPOジャパンへの出展等を行ってまいりました。また、寄港時には、酒田舞娘や地元の方たちによるお出迎え、花笠踊りによるお見送り等に加え、酒田市街地での高校生による英語案内など、受入れ態勢の充実を図ってきたところです。

さらに、周辺地域への経済効果を高め、広く及ぼすための取組も重要であることから、乗客のオプションルツアー手配を行う業者に対し、酒田港停泊中に訪問可能なエリアにおける上質な旅の過ごし方を体験いただく機会を設け、ツアーの広域化・高付加価値化を図ってきたところです。

その結果、今年度は、酒田舞娘の踊りを見ながら食事を楽しむ北前船文化体験、羽黒山や善寶寺での精神文化に触れるツアー、遊佐町の旧青山本邸や新庄ふるさと歴史センターでの日本の暮らしを学ぶ体験など特別感のあるツアーが広域で造成・催行されました。また、今年度初めて、船内に地元の料理人が乗船し、すしや県産酒を振る舞い、県産品のPRも実施したところです。

このような誘致活動や受入れ態勢の整備を継続して行ってきた結果、来年度は、ダイヤモンド・プリンセスなどの大型客船から定員が数百名程度で乗客の消費単価がより高いラグジュアリーと呼ばれるカテゴリーの船まで、初寄港の五回を含む過去最高の計八回の外航クルーズ船の寄港が予定されております。

今後とも、四季折々の美しい景観や本県独自の精神文化、豊かな自然に育まれた美食・美酒など、本県の観光資源を活用し、乗客の大宗を占める欧米等の旅行者層にも訴求力のある高付加価値なコンテンツづくりを進め、多種多様な外航クルーズ船の寄港による地域活性化に取り組んでまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 オプションルツアーは船ごとにツアーが決まっているとは聞いているんですが、お伺いしましたところ、遊佐ですとか鶴岡の善寶寺、羽黒山、そして加茂水族館、新庄ふるさと歴史センターと、もう広域になってきているということを確認いたしました。二次交通としてのバスも足りないので広域でお借りしている、そういったような状況だということも伺っております。酒田だけにとどまらない、もう本当に広域に広がってきているということを実感いたしました。

そして来年ですけれども、今回は外航船は七回だったかと思いますので、八回ということは今までで最高で、これまでの様々なセールス、本当にありがとうございます。皆様の御尽力のおかげというふうに思っております。これからもますます広域化、それから活性化していくんだというふうに期待を申し上げます。今後ともよろしく願い申し上げます。

観光文化スポーツ部長、ありがとうございました。

ただいまの御答弁にもありましたように、新年度も外航クルーズ船が観光の目玉となるということを確認したところで、今後ますます期待されるものと思っております。今回の外航クルーズ船、そして来年度も数百人のラグジュアリー船、客層が富裕層の方々に乗っているというふうに言われていますけれども、そういった船が来るということを理解いたしました。

今回の外航クルーズ船には、フランス船籍の「ル・ソリアル」のように、乗客・乗組員合わせても二百名から三百名という規模の比較的小型な船も寄港しました。現在、酒田北港古湊ふ頭での寄港の受入れを行っているわけなんですけれども、小型の外航クルーズ船が酒田港本港地区に寄港することは可能でしょうか。

本港地区は、古くからの舟運の要衝として、本間家をはじめ多くの豪商が名をなし、回船問屋が軒を並べた地であり、そこからまちの繁栄が広がった地であります。昨今、平日でも観光客で行列のできる海鮮市場や、「SAKATA ANTO(サカタント)」が整備され、青いペイントが象徴的なコンテナホテル「CAMPS(キャンパス)」がオープンするなど、本港地区のにぎわいに観光客が注目をしていると伺います。

本港地区に小型外航クルーズ船が寄港すると、徒歩圏内で日和山や山居倉庫、中心市街地、現在工事を進めている「いろは蔵パーク」への回遊が容易に可能になり、地域活性化や経済効果が期待できるのではないかと声を多く受けております。

本港地区への小型外航クルーズ船の受入れが可能かどうか、県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

外航クルーズ船は、船体が非常に大きいことから、現在、大型船が航行できる酒田港北港地区の古湊ふ頭岸壁にて受け入れております。このために、古湊ふ頭岸壁では、平成二十八年度に、外航クルーズ船が着岸できるよう係船柱というロープをつなぐ柱や、防舷材という船と岸壁の間の緩衝材の改良工事を実施いたしました。これにより、最大十七万トン級までの外航クルーズ船の寄港が可能となり、令和六年度は一万トンから十七万トン級までの様々な大きさの外航クルーズ船が七回寄港しております。

一方、小型の外航クルーズ船につきましては、平成三十年度に策定いたしました酒田港中長期構想において、「湊まちの賑わいの創出」を目的に、酒田港本港地区での小型クルーズ船の受入れを施策のイメージとして記載しました。これを受け、令和二年度に本港地区へ小型クルーズ船が安全に入港できるかを確認する調査検討を実施したところでございます。その結果、一万トン級程度までのクルーズ船であれば、七十メートルと最も狭い航路の部分の部分を百メートルに拡幅するしゅんせつと岸壁の防舷材と係船柱を改良することで、本港地区でも受け入れることが可能であることが分かりました。

加えて、施設整備に当たりましては、現行の酒田港港湾計画を変更し、本港地区に旅客船埠頭計画を位置づける必要があります。また、施設整備を検討するに当たり、整備効果を高めていく必要があります。そのためには、一万トン級の外航クルーズ船の寄港を増やす取組と、ラグジュアリークラスの船が多い小型外航クルーズ船の特徴を生かした経済波及効果を最大限生み出す地域の取組が不可欠であると考えております。

酒田市では、本港地区への外航クルーズ船受入れを見据え、レンタサイクルスポットの設置や周遊マップの作成、新しい二次交通としてのキックボードの活用など、外国人観光客の周遊満足度を高める検討を行っていると考えております。

県といたしましては、小型外航クルーズ船の寄港状況や、酒田市の経済波及効果を高める取組の状況、地域の機運の高まりを注視しながら、酒田市と連携し、しっかりと検討してまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。大変前向きな御答弁だというふうを受け止めております。

百メートルに拡幅すれば一万トン級まで可能であるということが調査検討の結果であるということ、今お伺いいたしました。計画を位置づける必要があるわけですが、ぜひそのところを早期の検討をお願いしたいと思っております。

小型外航クルーズ船の本港寄港については、酒田市はもちろん、庄内開発協議会でも要望しておりますし、今、部長がおっしゃられた酒田港中長期構想では本港地区へのクルーズ船寄港が位置づけられていますけれども、港湾計画では「利用形態の見直しの検討が必要な区域」となっていますので、今おっしゃられたような整備等をぜひ計画のほうに盛り込みながら進めていただければと思います。

また、クルーズ船社、なかなかクルーズ船を呼ぶというのがまた難しいというお話もお聞きいたしました。そういった招致活動に取り組む必要があること、そしてまた受け入れる側、酒田市側でもこれまで以上に、今、外国人に人気があるという体験型ツアーの観光の磨き上げとか掘り起こしをしていく必要があると思っておりますが、そのことはもうおのずと、相乗効果といいますか、おのずと交流人口拡大とか地域活性化になっていく、背中を押していく、そういったことになると思います。どうぞ県と市、関係団体が一体となって機運を高めて計画を進めていただきたくお願い申し上げます。

それでは、次の質問、海洋センターについて質問いたします。

写真が海洋センターの外観となります。(画像を示す)山形県酒田海洋センターは、海洋に関する知識の普及、海や港の役割と大切さを知っていただくことを目的として、昭和四十六年に本港地区で開館した施設です。酒田海洋センターの付近には、先ほど触れました海鮮市場やSAKATANTO、コンテナホテル、そして飛鳥航路発着所もあり、観光客が増加しているエリアです。来館者としては、学校教育の一環としての来館や、親子連れ、観光客といった方々がお見えになっているようです。

酒田海洋センターは、横浜みなと博物館館長を会長とする「みなとの博物館ネットワーク・フォーラム」の会員だということで、今年酒田でフォーラムが開催されたとお聞きしています。

このネットワークのホームページによれば、「港に関する文物を研究、所蔵並びに展示する『みなとの博物館』は、普段人々に分かりやすく紹介する施設として、また、港における情報発信や交流の拠点として、非常に貴重な役割を担っております。今後、『みなとの博物館』を人々が利用しやすい施設としてその機能をさらに充実していくことにより、多くの人々が集い、港の賑わいを創り出すとともに、人々が、わが国の島国としての歴史に多くを学び、これ

からのわが国の新たな発展を各々に思い描くことができると考えます。」というネットワークの趣旨が掲載されています。

現在、全国で三十五施設あるみなとの博物館ネットワーク・フォーラムの一員である酒田海洋センターですが、その役割と意義についてもっと周知されるべきと考えますが、開設から五十三年を経た本県唯一の海洋センターについて、その役割と現状について県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

山形県酒田海洋センターは、海洋に関する知識、港の役割や大切さを知ってもらう学習の場として設置した県の施設でございます。また、国が認定する「みなとオアシス酒田」を構成する施設の一つであり、酒田港における人々のにぎわいの場にもなっております。

昭和四十六年の開館当初より入館料は無料で、当時は年間約七万人が来館しておりました。その後、来館者数は減少し、平成十二年度には一万人を切りましたが、平成十五年のさかた海鮮市場のオープンなどによって、近年は三万人から四万人程度となっております。

館内には、酒田港の歴史、船舶、水産、航海、税関等に関するパネルや模型が展示されております。常設展示物は、実物大の船の操舵室や様々な種類の船の模型などがあり、全体的にノスタルジックな雰囲気を漂わせておりますけれども、それなりに見応えのある施設と考えております。

また、その時々で企画展示も実施しており、今年度は、洋上風力発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる基地港湾に関する情報、基地港湾整備に向けたケーソン据付けなどの港湾工事や、カーボンニュートラルポートの実現に向けたブルーインフラ実証実験の取組など、港湾事業を紹介するパネル展示が行われております。

このように、海洋センターは、一般の方に海洋や港に関することを知っていただく貴重な施設となっているほか、各種団体や小・中学校の校外学習の場として広く県民に活用されており、県内唯一の海洋に関する博物館として、その役割を担っているものと考えております。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

ただいま部長から答弁いただきましたノスタルジックな部分がこんな入り口の感じでございまして、(画像を示す)確かにノスタルジック。大変すばらしい表現だなと思えました。汽笛の音が聞こえるようなそういったところ、港と海の歴史は本当に深いんだなということも私も感じております。

ただ、五十三年の月日によって劣化が激しく、ともすれば来館者や職員にとって危険な箇所も見受けられます。ぜひ緊急性のあるものから早急に随時修繕整備を進めていただければと意見を強く申し上げます。

今年の六月に海事振興連盟のタウンミーティングが酒田市で初めて開催され、多くの国会議員の方々がお見えになりました。前日には酒田港の視察をされ、ここ海洋センターにも足を運ばれております。港湾への注目が高まっていることから、来館者数は、コロナで若干減ったんですけども、最近はやっとずつ増えているようであります。酒田港が洋上風力発電設備の基地港湾として注目され、本港もにぎわいを見せる中で、海洋センターへの来館は今後も増加するのではないかと思います。

それぞれの展示のコンテンツは非常に優れていると思います。先ほど部長からも御紹介ありましたが、こちらが実際の操舵室を再現したブースです。(画像を示す)実物大で、船長がここでかじを取ることができる。それから航路標識の説明、植物防疫所の説明や、ワシントン条約、密輸などの税関の説明や出入国管理のこと、ワイヤー接合のこと、漁業の方法など、中には民俗的・歴史的に価値の高いものも多くあると見受けられます。

一方で、時代の流れとともに展示の方法をもっとバージョンアップするなど、ソフト事業にも時代に合った新しい取組があってもいいのではないかと考えます。ソフト面は指定管理者に委託しているものと承知しておりますけれども、今後の取組について、県土整備部長に御所見をお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

山形県酒田海洋センターは、開館から五十三年が経過いたしました。御指摘のとおり、館内の展示物は古いものが多く、これまで、展示物の修繕や更新を行いながら利用促進に努めてきたところでございます。近年では、平成二十七年度に展示物の配置換えなどの大幅なリニューアルを行ったほか、海洋センターの活動に賛同する企業から頂いた寄附金を活用し、平成三十年度には酒田港全体の立体模型の更新、令和元年度には酒田港の紹介映像コンテンツ作成などを行ったところでございます。

こうした中、当該施設の周辺では、令和四年度に「SAKATANTO」、今年度はコンテナホテル「CAMPS」などの集客施設がオープンし、にぎわいが高まってきており、今後も、洋上風力発電事業が遊佐町沖などで進むこと

で港周辺の活況が図られ、さらなる来館者の増加が期待されるところでございます。

今年度実施された「やまがたみなとオアシスタンプラリー」に訪れた来館者からのアンケートによりますと、「酒田の海の歴史が勉強できた」「船の模型がすばらしかった」と評価がある一方、「故障している施設を修復してほしい」「ポスター掲示やSNSを利用して積極的に周知してほしい」などの意見が寄せられたところでございます。さらに、校外学習のさらなる活用を図るため、利用している学校に対して、展示等に関する希望調査を実施しているところでございます。

県といたしましては、海洋センターの利用拡大に向けて、アンケートの御意見や校外学習利用者の希望調査の結果を踏まえて、施設の管理運営をしている指定管理者と意見交換を行いながら、展示方法の工夫や新たな企画展示など、魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

せっかくある施設であること、そして、今、港に皆さん非常に興味を持っていらっしゃるということ、ここは非常に好機、いいチャンスだというふうに私は思っているんです。ここから海や港に対する興味をもっともってもらえる、そういった拠点になるセンター機能がきちんとある。私はこのことをもっと大事にすべきだと思ってこの質問を申し上げた次第であります。

近年、SDGsへの関心も高まっております。海洋については、漂着ごみも全国的に注目されています。例えば、私の私見なんですけれども、海洋センターを利用して漂着ごみについてのワークショップやアート展示だとか、学習室もありますからもっと学校教育とか、あるいは海岸漂着物対策推進協議会と連動して、例えば海ごみ環境やジオパークについて学ぶなどという取組を進めてもいいのではないかと考えます。

お子さんも結構いらっしゃる施設です。館内にキッズスペースを置いて、親子で港や海について学ぶ・遊ぶなど、もっと柔軟な施設として有効活用できるのではないのでしょうか。例えば、先ほどの船の操舵室で制服を着て船長になり切ってお子さんがかじを取る写真を撮れる、そういったブースになれば、船を操縦したい——先ほど加茂水産高校の話が出ましたが、加茂水産高校に行きたい、そういった子供も出るかもしれません。

海で働くこと、魚を取ることで、そういったことへの興味を持つような職業体験コーナーの設置など、海上保安庁や税関、それから近くに漁協があります。新しく、これからリニューアルのそういった話もあるようであります。漁協とも協力すれば、間違いなくもっともって伸び代のある、来館者が増える施設になると私は思うのであります。

いろんなアイデアを、先ほど皆さんの声をというふうにありましたが、皆さんの声を来館者や地域から、そして先ほど申し上げました関係機関から求めてはいかがでしょうか。まだまだ可能性のあるこの施設をもっともって生かしてもらいたい。だからその修繕の整備をと併せて意見を申し上げて、この質問を終わります。（発言する者あり）

では県土整備部長、一言御所見いただければ——ありがとうございます、一言でございます。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

私も行かせていただきましたけれども、内容が非常にいい施設でございますので、私どもとしては、地域の学習施設としてきちっとやっていきたいというふうに思いますし、今、魅力はやっぱり無料であるということがかなり魅力的かなというふうにも考えておりますので、アンケート等を踏まえながら、適切にというか、きちっと対応していきたいと思っております。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 前向きな御意見を本当にありがとうございます。期待しております。

県土整備部長、ありがとうございました。

最後に、産後ケアについて質問いたします。

厚生労働省が今年の十一月二十二日に公表した人口動態統計の速報値によると、令和六年一月から九月に産まれた赤ちゃんの数は前年同期比五・二％減の約五十四万人。山形県では三千七百八十四人で、東北では秋田県の次に低い人数でありました。少子化に歯止めがかからず、このままいけば、外国人を除いた出生数は初めて七十万人を割る可能性があるということです。新型コロナウイルス感染症の影響で結婚や出産を控えた人が増えたことが背景にあるのではとされています。

私は、今年二月定例議会の一般質問で産後ケアについて質問いたしましたが、今再び質問させていただきます。

産後ケアについては、今定例会一般質問でも伊藤香織議員が質問されております。県では、これまでその答弁において、今年度策定する山形県子ども計画・仮称に産後ケア事業の推進を位置づけ、事業の提供体制の確保等について検討を進め、計画的かつ円滑な実施を図るとし、また、広域調整をはじめとした五つの県の役割の下に、県全体でのケア事業の支援と質の向上を図るということを伺っております。

その中で、特に協議の場の設置、緊急時の対応と支援について、県として今年度どのように取り組んでこられたのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 お答えいたします。

産後ケアを必要とする全ての方が気軽にサービスを受けられるようにするためには、利用者をはじめ、市町村や産後ケア事業者など、現場の声を丁寧にお聞きしながら、普及に向けた課題に一つ一つ向き合っていくことが重要と考えております。

その上で、市町村が円滑に事業を進めていくに当たり、県としましては、関係機関が連携した協議の場の設置、広域調整、人材の育成、緊急時の対応と支援、そして情報発信の五つを大きな役割と捉え、取組を進めております。

このうち、関係機関による協議の場の設置につきましては、その議論を深めていくため、今年七月、市町村を対象に産後ケア事業を進める際の課題等についてアンケート調査を実施いたしました。市町村からは、協議すべき課題として、ハイリスク妊産婦への対応や里帰り出産を含めた広域利用の在り方等が挙げられたほか、政府が求めている安全管理体制の構築に対し県の支援が欲しいなどの要望をいただいたところです。

こうした意見を受けて、県では、保健所ごとに市町村の担当保健師をメンバーとする検討会を開催し、例えばハイリスク産婦への対応について、産後鬱の症状や妊娠中から合併症のある方を産後ケアで受け入れる際の課題や、サービスをより利用しやすくするための申請手続の簡略化等について協議し、課題解決に向けた検討を行ってきております。

特に妊産婦のメンタルヘルスにつきましては、関係機関で迅速な情報共有が必要という声や、夜間や緊急時の対応についてさらに協議すべきとの要望があったことから、産科や精神科を含めたネットワーク体制の整備に向けて医療機関との話し合いを開始するなど、取組が進んでいるところです。

また、産後ケア事業の緊急時の対応・支援としましては、市町村が今年中に策定を求められている安全管理マニュアルについて、県に対し、ひな形を提供してほしいとの要望を多くいただいたことから、県保健所長会や県助産師会、市町村、産後ケア事業者等の意見を踏まえ、ひな形を作成するとともに、事故発生時における検証の際には、医師である保健所長の助言を求めることができるよう体制を整備したところです。

県としましては、引き続き市町村をはじめ関係機関と連携しながら産後ケアの取組を支援し、県全域のケアの質の向上を図ってまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁にもありましたように、検討会を開催して様々な市町村からの声を聞いているということで、前に進んでいるなというふうに受け止めております。

産後ケア事業は、地域によって産婦人科医師ですとか助産師の数に差があることから、どうしても濃淡があるのが現状かと思えます。そうした中でも、山形県で出産したお母さんには、どのお母さんにも産後ケアを受けることができるようにしてほしいと私は思っています。私は、将来的には、民間、職場の産休、育児休暇の中で職場復帰への支援、福利厚生としての産後ケアが導入されることが理想と考えています。

先日の一般質問で伊藤香織議員も触れておられたように、本県では、里帰り出産が適用にならないという市町村が多いのですけれども、こういったところに支援をする自治体が次々と出ています。隣町に住んでいるということが理由で実家での里帰り出産に産後ケアを使えないというような利用要件の限定を外し、利用をためらうような声をなくし、利用するための周知や工夫をすることは検討してもいいのではないかと思います。

また、令和六年九月二日のこども家庭庁からの各自自治体への事務連絡で、令和七年度から国、市町村に加え、都道府県も四分の一の負担割合を導入するというので、市町村連携をはじめ、さらに積極的に産後ケア事業を推進していくことを期待いたします。

そこで、来年度に向けたこども計画・仮称における産後ケア事業の取組についてどのような検討がなされているのか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 こども計画における産後ケア事業の取組についてお答えいたします。

産後ケア事業は、令和七年度から子ども・子育て支援法に位置づけられ、国、県、市町村の役割分担の下、計画的な提供体制の整備を行うこととされております。

現在策定中の山形県こども計画・仮称では、他の関連する計画とともに母子保健分野を所管する成育医療計画を統合することとしておりまして、子供や妊産婦等に対する医療・保健・福祉サービスの切れ目ない支援について、取組をより手厚くしていく予定としております。

その中で、産後ケア事業につきましても、安心して子供を産み育てることができる環境を整えるための重要な施策として、新たに県の役割を明記し、重点的に進めていくこととしております。

また、新たな計画では、市町村における産後ケア事業の支援の内容や量の見込み等について、法に基づき定めることとされており、策定に当たっては、各市町村の状況を把握した上で、県全体の計画として取りまとめるとともに、多くの市町村から課題として挙げられている広域的調整についても重要なポイントとして記載していくこととしております。

特に、委員からお話のありました里帰り出産を含めた広域調整につきましては、各市町村の意向も踏まえながら検討を進めていく必要がありますので、現在幾つかの市町村で実施されている先行事例などを参考に、県内全域で導入するための方法や課題について検討を重ねてまいります。

また、市町村と産後ケア事業者間の報告様式や委託料の統一、県域での集合契約の実施は、広域利用を可能とするための大きな要素となりますので、導入に向けて、関係者と丁寧に話し合いながら、県としましても前に進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、産後ケアの計画的かつ安定的な提供体制の確保を進めるため、その推進についてしっかりと計画に盛り込み、必要とされる全ての方が産後ケア支援を受けられるよう取り組んでまいります。

○柴田委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

県の役割をしっかりと明記して、市町村の状況を把握しながら進めていくということで承りました。しっかりと前に進めていただきたいたいというふうに思っておりますが、市町村のほうも実はやっと周知され始めてきた、だから少し増え始めた。酒田市でも増額補正になった、少し知られてきたから。町のほうでも、今までゼロだった、でもちょっと増えた、知られてきたから。現在の状況が、今ある量が決して定量ではないということを知っていけば、これからどんどん支援を受けたい、私は受けるべきだとも思っております。

今年の八月に、助産師さんの有志で酒田市内の保育士さんと保護者にアンケート調査を実施しています。約四百名の方から回答をもらって、その結果を集約しています。

結果の中で、産後の支援を受けたいと考えている人が九〇%、産後不安があった人は九二・四%。不安の内容は、産後あまり眠れないが六五%で圧倒的に多かったのです。産後ケア専用施設があったら利用したい、家族としても利用してほしいが九一・七%。産後ケアで望む支援内容は、赤ちゃんを預けて休息を取りたいが七九・九%。産後ケアで相談したい支援員は、助産師が五六・九%という結果でした。産後の保健師さんの訪問があるじゃないかと、なぜ産後ケアなんだというそういう声に、産後の体というところ、そのところにやはり助産師さんへの希望が高いという結果でした。

このアンケートで特筆すべきは、非常に記述意見が多く寄せられていて、一部紹介いたします。

「産後ケアを利用したいと考えましたが、もっと必要な人がいるとのことで利用できませんでした」「産後すぐは産休手当も入らず、お金がなくて利用できない人が多いと思う」「夫婦でノックアウト状態になってしまった」「利用すると母親失格なのではないかと思ってしまった」「産後不安が強まり、子供に手を上げそうになった」「そもそも産後八週でなんか体は回復しない。産後は常に思わないようなことを考えたりするので、それを吐き出せるような環境整備が大事だ」「三人目の産後に産後鬱になりました。育児は慣れるなんてないと思う」「無理ゲーな家事。育児休暇なんて休暇じゃない」「三人目だから大丈夫だねなんてない。私は保育資格もあるし、実家も近くで手助けがあったけど、それでもつらくて助けてほしくて毎日戦場だった」「助産院、産後の居場所があれば。できれば産後何か月にこたわらず」といった声や、「民間や企業のサービスの利用に助成、補助金などがあるとありがたい」「家族や両親のサポートがあったとしても、第三者だから話せることがある」など、そういった声を本当に皆さん書いてくださる。そういった声が上がっています。

産後ケアは、支援を受けることが適当な方、そういった基準になっていますけれども、そういう方が対象という話なんです、どうなんでしょうか。私は、誰でも産後の支援に手が届いたほうがいいのではないかと考えています。

妊産婦さんの誰にとっても、出産は心身ともに大変大事なことです。ぜひ次年度、県のこども計画・仮称においてしっかりと産後ケア事業の取組を進めていただき、どのお母さんも、誰でも安心して赤ちゃんを産める環境を整え、温かい揺り籠を整えていただきたいと期待いたします。

しあわせ子育て応援部長に御所見があればお願いいたします。

○柴田委員長 西澤しあわせ子育て応援部長。

○西澤しあわせ子育て応援部長 ただいま御紹介いただきましたアンケート、私も拝見させていただきました。自由記述欄にも、今御紹介いただいたような声もうぎっしりと書いてありまして、本当に生の声を知る非常にすばらしいアンケートだったなというふうに思っております。

中でも、産後ケアを受けたいという人が九割以上いらっしゃる中で、一方で、利用したら母親失格と思われるんじゃないかなどという声もありまして、必要な方が誰でも支援を受けられるような事業の在り方とか、また発信の仕方など、県としても様々工夫していく必要があるなというふうを考えさせられたところです。

私も、必要とされる方、本当に利用したいという方が誰もが経験、サービスを使うことができるように、県としましても、みんなが安心して子育てできるようになるよう一層努めてまいりたいと思います。

○柴田委員長 江口委員。簡潔に願います。

○江口委員 大変ありがとうございました。ぜひ前に進めて、安心して子供を産める、そういった山形県をつくっていただければと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○柴田委員長 江口暢子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

佐藤文一委員。

○佐藤（文）委員 自由民主党の佐藤文一です。

まずは、今定例会予算特別委員会にて質問の機会を与えていただきました自民党の諸先輩方、同僚議員の皆様感謝申し上げます。

師走に入り、何かと気ぜわしい季節となりました。寒さも一段と厳しくなり、地元新庄では雪も降り始め、いよいよ本格的な冬到来といったところでしょうか。皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛いただき、お体には十分お気をつけ、令和六年すばらしい年を越せますようお祈り申し上げ、質問に入ります。

初めに、最上地域新高校開校を契機とした新校舎建築に向けての質問をいたします。

質問に入る前に一言付け加えさせていただければと思います。

この質問に関しては、最上地域四名の議員団全員の共通認識であり、先輩議員である小松伸也議員が中心となり、伊藤重成議員、石川正志議員、また私の思い、そして最上地域全域の願いとして質問させていただきますので、御答弁、何とぞよろしく願います。

山形県では、最上地区の第二次県立高校再編整備計画において、令和八年度に県立新庄北高校と県立新庄南高校普通科を統合した県立新庄新高校・仮称を新庄北高校の既存校舎等を活用して開校する準備が進められております。

しかしながら、既存校舎は昭和四十九年に竣工したものですので、既に五十年を経過しており、老朽化が著しい状況にあります。また、設計も古く、B型サイズ機の設置が前提である教室としては狭く、電子黒板など今後必要となるICT教育においても十分なスペースが足りません。加えて、新高校では新たに探究科が設置されますが、既存校舎は当時の十八学級規模の校舎であるため、探究型授業を展開するには教室不足が懸念されると、現場の教員、教員OBの方々から聞こえてきております。

そのほかにも、統合により選択肢の幅が狭まり、最上地域の県立高校教育が後退してしまうのではないかと、また、人口流出に拍車がかかるのではないかと不安と落胆の声も聞こえておるところでございます。

最上地域の学びの拠点として期待される新高校が広く子供たちや保護者から支持され、選ばれる魅力ある高校となるためには、教育内容や各種行事、部活動等のソフト面の充実のみならず、立地や施設等の学習環境が重要であり、新たな学びやが必要です。

新しい校舎の建設は、よりよい高校教育を提供する象徴であり、最上地域の高校教育後退の不安を払拭し、地域の将来に希望の光をつなぐものであります。そしてその場所は、最上一円からの通学の利便性もよく、若者によるにぎわいの創出というまちづくりにも非常に大きな好影響をもたらすであろう新庄市中心部であることが望ましく、その場所に新校舎を早期に整備することが重要と考えます。

このような中、先般九月五日には、県立新庄新高校・仮称の新校舎を市内中心部へ早期に整備することを求める要望書が、最上地域全域から寄せられた三万筆を超える署名とともに教育長に手渡されました。教育長からは、「皆さんの思いを知事に伝える。地域を支える人材育成のためには、教育環境を整えることは重要な課題だ。しっかりと検討を進める」との回答がございました。

そのかいがあつてか、九月二十日には、オンラインでありましたが、最上市町村長とともに関係者が募り、早期災

害復旧復興の要望とともに、新庄新高校新校舎の中心部への早期整備の要望を吉村知事に対して行うことができました。知事からは「前向きに検討していきたい」と回答をいただいております。関係者一同、非常に期待を膨らませておるところでございます。

最上地域の市町村長会、両校の同窓会、商工団体、区長会、PTA協議会、教員OBほか多くの団体も早期の整備実現を求めています。何よりも、最上地域人口の四割の署名提出があったことは重く受け止めていただきたい。

開校までの新築完成は間に合いませんが、地域の思いを酌み取っていただき、ぜひ吉村知事より、令和八年度の開校前に、いつ、どこに、どのような校舎が誕生するのかを明らかにしていただき、最上の教育の未来に希望をつなげていただければと思いますがいかがでしょうか、知事に伺います。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 令和八年度に開校する予定の新庄新高校・仮称につきましては、全日制は新庄北高校、定時制は新庄南高校の既存校舎を一部改修して開校を迎えることとしておりますが、両校とも建築から五十年以上経過し、老朽化が進んでいる状況にあることは承知しております。

こうした中、本年の九月に、委員からもございましたが、新庄北及び新庄南両高校の同窓会や新庄・最上地域の商工団体などから成る「県立新庄新高校（仮称）の新校舎の早期整備を実現する会」から、新校舎を新庄市中心部に早期に整備することを求める要望書が三万筆以上の署名と一緒に提出されました。その後、最上八市町村の首長や議長で構成される最上開発協議会から同様の御要望をいただいております。その際、同席された同窓会の皆様からも強い思いをお聞きしたところであります。

最上地域の将来を担っていく子供たちが「ここで学びたい」と思える魅力的な県立高校が地元にあることは極めて重要であります。良好な教育環境の整備はもとより、その立地につきましても、通学の利便性や地域のにぎわい創出の観点などから新庄市の中心部にあることが望ましいという御要望の趣旨は、私としましても理解するところであります。そのため、最上開発協議会の要望をお受けした際に、「県立高校の立地は地域振興の観点からも重要と考えておりますので、新高校について、新庄市中心部への整備を前向きに考えていきたい」とお答えをして教育局に伝えたところでございます。

今後、教育局において、最上地域の皆様に、場所も含めた整備計画をお示ししていくものと考えているところでございます。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 吉村知事、答弁ありがとうございます。非常に前向きな答弁と捉えてよかったですでしょうか。ちょっと微妙な感じもしますけれども、進めていっていただけるということで、大変感謝いたすところでございます。（発言する者あり）

もうちょっと皆様が分かりやすいようにもう一度、進める方向なのか、教育長のほうから一言答弁いただきたいと思っております。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 ただいま知事のほうに新庄新高校の校舎の整備について御質問があり、知事からも、良好な教育環境の整備の重要性でありますとか、それから地域振興を図る上での立地の重要性等について御答弁があったところでございます。

私もまさに同様の考えということで、その方向でしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 前向きな答弁と捉えます。最上の教育の未来に希望の光が差ししました。

新校舎建設は、今後、最上地域の子供たちの進路先を決める上で重要な選択肢となるものでございます。改めて、令和八年度の新高校開校前に新校舎の詳細を公表できますよう進めていただければと切に願うところでございます。今後においても何とぞよろしくお願い申し上げます。次の質問に参らせていただきます。

先週、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。伝統的酒造りに携われてこられた関係者の皆様にお祝いを申し上げますとともに、日本酒の認知度が世界に広がることで県産日本酒のブランド力が高まることに大いに期待するところでございます。

山形県は、吟醸王国をうたい、酒どころとしての地位を確立してまいりました。その背景には、蔵元、行政、酒造組合が一体となり酒造技術の研さんに励んできたこと、高品質の酒造好適米の生産、そして飲食店や観光現場等における県産日本酒の活用など、多くの方々の尽力があります。令和四酒造年度全国新酒鑑評会において山形県の金賞数が日本一に輝いたことも、こうした関係各位の努力のたまものであったと思っております。

一方で、近年は、人口減少や人々の嗜好の多様化も相まって、日本酒の消費量は減少傾向にあります。農林水産省の資料によりますと、日本酒の国内出荷量は、ピーク時だった昭和四十八年に比べると、現在は約五分の一程度まで

減少しているとのことでした。

こうした日本酒をめぐる状況も踏まえ、さきの九月定例会の予算特別委員会において、同僚の佐藤正胤議員が県産日本酒の海外への販路拡大について質問したところであります。岡崎産業労働部長からは、県産日本酒の輸出額は確実に増加しており、今後の輸出拡大に向けても前向きな答弁があったところですが、酒蔵関係者の話を聞くと、「県産日本酒の輸出に関し、それほど効果が現れているようには感じられない。さらに継続的な活動を行っていただきたい」という意見も聞こえてきております。今後も計画を持って予算を確保し、継続した活動を展開していただければと重ねてお願いいたします。

前置きが長くなりました。私のほうからは、改めて足元の国内市場にもしっかりと目を向けるべきという考えがあり、国内における県産日本酒の消費拡大について質問いたします。

日本酒の消費離れが言われている一方で、最近では、果実を思わせるフルーティーな日本酒や、アルコール度数を抑えた飲みやすい日本酒、シャンパンのような発泡性のあるものなど、日本酒は多様化してきており、若者を中心にコアな日本酒ファンが台頭してきております。かつてサッカー日本代表で活躍された中田英寿さんは、現在、日本酒の伝道師として日本酒の文化を広める活動を展開しており、同氏が平成二十八年から手がける日本酒のイベントには、これまで延べ百万人を超える動員を実現しているとのことでした。日本酒の消費市場が縮小する一方で、熱心な日本酒ファンは確実に増加していると思われまますので、こうしたファンをいかに取り込んでいくかが重要であると考えます。

そこで、国内における県産日本酒の消費拡大に向けた振興策についての考え方を産業労働部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 お答え申し上げます。

県産日本酒につきましては、平成二十八年の都道府県単位では全国初となる清酒での地理的表示いわゆるGI「山形」の指定や、全国新酒鑑評会の令和四酒造年度金賞受賞数の全国一位獲得をはじめ、国内外のコンクールで好成績を収めるなど、まさに本県は「日本一美酒県 山形」であります。

一方、人口が減少する中において、県産日本酒の消費拡大を図るためには、質の向上はもとより、認知度やブランド力を一層高め、愛飲家の県産日本酒への親しみを一層深めるとともに、若者等新たなファン層の獲得を図る取組が必要であります。

認知度向上に向けては、県酒造組合等の関係機関と連携し、県内の酒蔵が一堂に会する「日本一美酒県 山形フェア」を令和四年度から開催しており、個性豊かな県産酒を提供することで、その質の高さやおいしさを県内外の方に直接アピールできる絶好の機会であることから、これを全国的イベントとして定着を図ってまいりたいと考えております。

また、霞城セントラル一階の山形県観光情報センター内に設けられた県産日本酒を気軽に味わえる「やまがた酒巡り Chetto(ちえっと)」などを生かしながら、酒蔵ツーリズムといった県産日本酒を起点とした交流人口の拡大にもつなげてまいります。

加えて、令和四年度から県外の発信力のあるジャーナリストや飲食関係者を「『日本一美酒県山形』伝道師」として育成し、SNS等で県産日本酒の特徴や背景にあるストーリーなどを発信していただく取組を行うとともに、若者へのアプローチとして、山形大学での講義「県産酒講座」の開催を支援し、山形ならではの酒造りを学び、学生と県産日本酒との接点を生み出すことで認知度向上につながる取組を進めてまいります。

ブランド力の向上に向けては、各酒蔵が取り組む高付加価値な新製品開発や、ホームページ等を通じた情報発信などの取組への支援に加え、県内の全酒蔵が酒造組合に加盟していることでのなし得る、優良酒米コンテストの最高評価の酒米を酒造りコンテストの成績上位の酒蔵が醸す本県のオリジナルブランド「山形讃香」の取組や、使用する酒米、酵母、こうじ菌等を統一した高品質な酒造りを進める取組などをさらに情報発信し、県産日本酒のブランド価値向上につなげてまいります。

県といたしましては、引き続き、県酒造組合等と連携しながら、酒米の育種の歴史、醸造技術向上の取組や気候風土、歴史的背景も含めて、県産日本酒の魅力を発信し、ブランド力のさらなる向上を図り、消費拡大に向けて取り組んでまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤(文)委員 ありがとうございます。

様々な取組をなされているということで、今後も酒造組合と連携しながら進めて、大学の講義等で学生たちにも広げていただいているということで、様々な取組をなされていることが分かりました。

一方で、令和五年の訪日客のインバウンド消費額が過去最高を記録したということで、今後さらなる拡大がインバウンドのお客さんに対しても期待されているところでございます。

このたび「伝統的造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことによって、インバウンド客の日本酒の消費拡

大も非常に期待されるところでございます。当局では現在、次期産業振興ビジョンの検討を進めておるということでございますので、足元の国内市場にもしっかりと目を向けていただきまして、県産日本酒の消費拡大に向け進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、日本酒の醸造技術の向上、先ほども少し話はあったんですけれども、こちらについての質問をさせていただきます。

山形県の日本酒の地位を高めたことの要因の一つに、県内の酒造り指導の第一人者として知られる、元県工業技術センター所長、現在は県酒造組合特別顧問の小関敏彦さんの功績が挙げられます。小関敏彦さんは、昭和五十五年に県職員になり、県工業技術センターを拠点に酒造りの研究指導一筋に歩み、県内酒造の品質向上のための技術指導、酒米の開発と指導、先ほどもあった地理的表示G I「山形」を活用した日本酒の発信活動を通じ、酒造技術の向上と日本酒文化の国内外への発信と普及に大きく貢献されました。こうした功績が評価され、令和四年には文化庁長官表彰を受賞されております。

こうした小関氏の薫陶が引き継がれ、県工業技術センターにおいては、県産日本酒の品質向上に向けた研究が日々行われているものと思われませんが、現在の取組や今後の研究の方向性について、産業労働部長にお伺ひいたします。

○柴田委員長 岡崎産業労働部長。

○岡崎産業労働部長 県産日本酒の醸造技術の向上に向けた工業技術センターの現在の取組といたしましては、本県の高品質な酒造りの継続に向けて、伝統技術の継承とデジタル技術の活用が不可欠であると考え、日本酒製造条件管理技術の研究に取り組んでおります。

具体的には、製造現場の温湿度や、こうじやもろみの温度経過などをインターネット経由で遠隔監視し、記録したデータにより醸造条件の定量化や作業の省力化を図る研究であります。この取組は、現在の優れた醸造技術を次世代に伝えていくことに加え、生産管理の効率化による労働生産性の向上にもつながることから、本県酒造メーカーの持続的経営にも資するものと考えております。

また、商品開発に関わる取組としましては、日本酒ファンの嗜好の多様化による新たな市場の創出に対応するため、本県特産のサクランボやラ・フランスなどの果実やハーブなどの副原料を用いた新しいジャンルの酒「クラフトサケ」の開発研究にも取り組んでいるところで。

今後の研究の方向性としてしましては、県産日本酒の特徴である柔らかく透明感のある酒質を追求し、引き続き、酒米、こうじ造り、仕込み技術など、幅広く酒造技術の向上に努め、県内酒造メーカーの酒造りを支えてまいります。

また、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録され、海外からも注目される中、本県オリジナルの酒米や酵母など、県産材料にこだわったオール山形の酒造りを推進することで、産地の気候や土壌、地形などの特性を意味するテロワールを重視する海外からの需要にも応えてまいりたいと考えております。

さらには、高酸味や低アルコール、濁りタイプなど、様々な食文化にマッチする多様な日本酒の開発を行っていくことも重要と考えております。

加えて、猛暑の影響を強く受けた原料米への対応など、環境の変化にも対応できる醸造技術の開発にもしっかりと取り組んでまいります。

県といたしましては、各酒造メーカーや山形県酒造組合と工業技術センターがしっかりと連携し、県産日本酒の高品質化に向けた研究はもとより、多様化するニーズにも対応していくことで、県産日本酒の評価の一層の向上と、愛される商品づくりに取り組んでまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 様々な取組をやっているということで、研究のほうも様々——クラフトサケという話もありましたけれども、あれ実際は日本酒の部類じゃなかったような気もするんですけれども、そういう部分も研究開発されているということで、大変興味深くお話を聞いたところでございます。機会があれば現地調査でも行って見てみたいなところでございます。

先日、ある蔵元の方とお話させていただいたんですけれども、県工業技術センターの先生方には、酒造組合、蔵の意見など総意を聞いていただきながら、これまで以上に県産酒の品質向上に向けた取組とか開発を行っていただいております、大変感謝しているというお話でありました。今後も醸造技術の向上に向け、連携を取りながらしっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡崎産業労働部長、ありがとうございました。

県産日本酒に関する最後の質問となります。

品質の良い日本酒を生産するには、技術力もさることながら、原料となる酒造好適米の品質向上も大きな課題となります。

昨年度は災害級の猛暑であり、水稻栽培には非常に厳しい一年となりました。冒頭にも申しましたけれども、昨年

発表された令和四酒造年度全国新酒鑑評会での金賞受賞銘柄数全国一位の獲得から三位となったのもその影響の一つであったのかなと思われまふ。高温障害の特徴として、硬くて割れやすい品質のお米となるため、日本酒の醸造過程において米の取扱いが非常に難しかったとの話を聞くところでございませう。

また、今年度は主食用米の価格が大きく上昇しました。大変喜ばしいことではある一方、酒米を生産している農家が主食用米への切替えを考へているという声もあり、酒造好適米の安定的な供給が将来的に困難になる可能性も危惧されております。

高品質な県産日本酒を支える基盤となるのは、県産の酒造好適米であります。今後、酒造好適米の生産振興をどのように図っていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 酒造好適米の生産振興についてお答えいたします。

本県では、水田農業研究所において酒造好適米の品種開発を行っており、これまで、工業技術センターと共同で、大吟醸酒向けの「雪女神」や吟醸酒等に適する「出羽燦々」「出羽の里」等を開発し、県内酒造メーカーを中心に導入を図ってまいりました。

また、県酒造組合や全農山形、県米穀集荷協同組合、県等で構成する山形県酒造適性米生産振興対策協議会では、生産者、酒造メーカーの参加する圃場視察や優良酒米コンテストを実施するなど、高品質な酒米の生産技術の向上に継続的に取り組んできたところでございませう。

このような取組が、純米大吟醸酒のトップブランドである「山形讃香」の誕生や、令和四酒造年度の全国新酒鑑評会での金賞獲得数日本一に大きく貢献したものと考へております。

山形讃香につきましては、先ほど産業労働部長からも説明がございましたが、優良酒米コンテストで最高位となる県知事賞を受賞した生産者の雪女神と、選ばれた県内の酒蔵がコラボレーションして日本最高峰の日本酒を目指す取組であり、全国の酒米産地から大変注目されております。また、令和四酒造年度での金賞獲得数日本一につきましては、「山田錦」を使用した日本酒が金賞受賞の主流である中で、本県オリジナル品種の雪女神が本県の金賞受賞数の半数を占めており、全国の酒造業界に強いインパクトを与えたと聞いております。

一方、令和五年産米は、記録的な高温の影響で、はえぬきを中心に県全体の一等米比率が過去最低となり、酒造好適米についても同様に品質が大幅に低下し、酒造メーカーからは酒造りに大変苦労したとお聞きしました。

このため、県では、令和六年産米に向けて、本年三月、高温少雨対策マニュアルを作成するとともに、四月に「やまがた温暖化対応米づくり日本一運動」を立ち上げ、土づくりやきめ細かな肥培管理など、オール山形で取り組んでまいりました。その結果、今年度は品質の高い酒米が生産され、県内酒造メーカーに原料として供給されております。

県としましては、引き続き酒米の品種開発に取り組むとともに、高温に対応した技術指導を徹底し、併せて生産者と酒造メーカーの交流・連携を深めながら、高品質な酒造好適米が安定的に生産・供給されるよう努めてまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 答弁ありがとうございます。

令和四酒造年度全国新酒鑑評会はやっぱり半数以上雪女神だったと聞いております。そのほかにも出羽燦々、出羽の里ですか、山形県いろいろな酒造好適米がある中で、県として雪女神がしっかりと結果を出したというのは非常にうれしいことだと思っております。また、今年度の米についても、ただいま非常に品質の良い米が酒蔵のほうに送られているということで、期待しているのかなと思っております。

県内外で高い評価が得られている山形ならではの酒造りを進めていくためには、やはり蔵元が求める酒造好適米の品質と生産量を確保することが極めて重要だと思っております。最近の暑さ対策など、今後も環境の変化により酒造好適米の生産に対して様々な困難があるかとは思いますが、蔵元や酒造組合の方々と連携しながら、今後も、酒造好適米の品種開発をはじめ、品質向上、あとは生産安定、こちらのほうをしっかりと進めていただければと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

引き続き農林水産部長への質問となります。七月二十五日からの大雨災害の件でございませう。農地・農業用施設の災害復旧についてお伺いさせていただければと思っております。

大雨災害から、はや四か月が経過いたしました。十一月二十日時点での被害総額は先ほど来あるように約一千七十八億円と、山形県では過去最大の自然災害となり、本定例会においても追加対策の補正予算案が計上されておるところでございませう。

改めて、お亡くなりになられた方々、被災された皆様に御冥福とお見舞いを申し上げるとともに、復旧復興に携わる皆様に敬意と感謝を申し上げます。

初めの質問では農地・農業用施設の被害を取り上げますが、私の地元新庄市でも、本合海地区において、新田川の

増水により堤防が決壊して大量の土砂や流木が農地に流入堆積したほか、最上川の増水によって新庄市の上野揚水機場が浸水し、市内の農地への用水供給機能が停止する事態となりました。また、土砂崩れ等により用排水路の土砂の埋塞、農地や農道のり面の崩落など、多くの農地・農業用施設で被害が発生し、地域農業の生産基盤に甚大な影響を与えておるところでございます。

県においては、発災直後より継続的に職員を現地に派遣していただき、技術的な支援を行っていただくとともに、災害復旧事業の対象とならない小規模な災害復旧に対しきめ細かに指導していただき、大変感謝しておるところでございます。

今後の復旧に当たっては、農業者が営農意欲を失わないよう、政府の災害復旧事業や県と市町村による小規模災害復旧事業等の支援制度を活用して、できる限り農家の負担を小さく、より多くの農地で、雪の影響等も考慮した上、次期作に間に合うよう迅速な復旧が望まれるところでございます。

そのような中、十月七日より災害復旧事業活用に向けての災害査定が実施されていると伺っておりますが、その進捗状況はどのようになっているのか、また、小規模農地等災害緊急復旧事業の活用見込みはどのように把握されているのか、さらに、これら復旧事業の現状を踏まえて、県として今後の災害復旧をどのように対応していく方針なのかを農林水産部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 星農林水産部長。

○星農林水産部長 お答えいたします。

七月二十五日からの大雨における農地・農業用施設の被災は、最上・庄内地域を中心に六千百三十三か所、約百七十六億円の被害となり、地域農業の生産基盤に大きな痛手を受けました。

発災後、県では、災害復旧事業の主体となる市町村や農林水産省MAFF—SATと連携し、まずは今期作に必要な用水の確保に向けた応急対策を進めてきました。収穫も終了し、被災施設の本格的な復旧に向けて、現在は全力を挙げて取り組んでいるところです。

政府の災害復旧事業については、事業実施主体である市町村に対し、県の技術職員や他県の応援職員を派遣し支援してきておまして、災害査定が十月七日から本日までの日程で実施されております。全体の査定申請三百八十六件のうち、十二月六日までに三百七十七件が実施済みで、約八十九億円の事業費が決定しております。

なお、頭首工や水路に堆積した土砂の撤去、揚水機場設備の復旧などについては、査定前着工制度を活用して対応を進めているところです。

次に、県単独支援の小規模農地等災害緊急復旧事業については、既に九月補正予算を措置したところですが、被害規模が想定より大きくなり、申請見込数が十一月二十七日時点で約四千二百か所に増加したことから、それらに対応するための予算を今定例会に提案しているところでございます。

今後の対応としましては、次期作までに復旧したいという声を様々な場面で伺っておりますので、できるだけ早急に復旧対策を進めていきたいと考えております。そのため、頭首工や揚水機場、幹線用水路などの基幹的な農業水利施設の機能回復を最優先に対策を講じますとともに、農地等については、軽微な被災箇所を優先して復旧することで、より多くの農地で営農が再開できるように進めてまいりたいと考えております。

また、河川の氾濫・溢水で被災した地区においては、農地と河川の工事を一体的に進める必要がありますので、県土整備部や市町村と連携し、工法や工程の検討を行い、円滑に進めてまいりたいと考えております。

県としましては、被災市町村とともに、政府や関係機関とも連携を図りながら、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 答弁ありがとうございます。

災害復旧事業の災害査定の数値は三百八十六件と今伺いました。小規模農地のほうに関しては想定より多くなって約四千二百件ということで、かなり莫大な量になっているなと感じたところでございます。このほかにも多分、市町村単独の復旧事業などを含めると、農地・農業用施設だけでもとんでもない数になっていくんでしょうね。業者の心配ももちろんあるんですけども、来年の作付まで本当に間に合うのかも心配なところです。

先々を考えながら、いろんなところと連携を取りながらやっていかなきゃならない事業だと思いますので、連携を取りながら、様々な周りの意見も聴きながら、何としても来年に負担のかからないような事業にさせていただければと思いますので、よろしく願いできればと思います。

星部長、ありがとうございました。

続きまして、今後の公共土木施設等の、今のものも関わるのですけれども、災害復旧事業に向けての事業発注の考え方についてお伺いさせていただければと思います。

県内の公共土木施設では、このたびの大雨災害によって、被害額約七百五十五億円となる、過去最大となる被災を

こちらを受けております。被災者がいち早くふだんの生活を取り戻し、また、被害の大きかった農林水産業や、観光産業をはじめとした産業がかつての姿を取り戻すためには、生活基盤としての機能や地域の交流・連携機能、防災機能などを有します公共土木施設が担う役割は大変大きく、早期の復旧が重要であると考えております。

また、公共土木施設の災害査定においては、十二月二十日には完了すると伺っており、今後は、災害復旧工事の発注や施工など、本格的な復旧に向け、スピード感を持って全力で取り組んでいかなければなりません。

一方で、東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害に当たっては、復旧工事の急増に伴って入札不調の発生、自治体職員や建設業者のマンパワー不足、建設資材の不足など、迅速な復旧復興に支障となる課題が生じておりました。特に、建設業界の労働力確保は大きな課題であり、令和二年の建設業の就業者数は、平成十二年のピーク時から約三分の二程度まで減少していると聞いております。

こうした課題への対応に加えて、今後は、入札・契約や発注等に関する様々な特例措置を講じるなど、災害復旧工事等の円滑な実施のための取組を進め、早期の復旧復興を実現しなければならないと考えます。

そこで、公共土木施設等の災害復旧工事に向けた現在の状況、また今後の事業発注の考え方をどう考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

初めに、公共土木施設の災害復旧工事に向けた現在の状況です。

今年七月の豪雨では、最上・庄内地域を中心に、道路の崩壊や河川護岸の損壊など甚大な被害が発生し、その被害額は、市町村分を含めて約七百五十五億円に達したところでございます。

このため、現在は、国庫補助を最大限活用しながら、今後の本格的な復旧工事を進められるよう、復旧工法や工事費を決定する国の災害査定について、年内の完了を目途に進めているところでございます。市町村分も含め約千か所に及ぶこの災害査定については、他県からの応援も含め、多くの職員を最上・庄内の各総合支庁へ派遣し、市町村の査定への支援も行いながら、先月末までに約七割の箇所ですべて完了したところでございます。今後は、査定の結果を踏まえ、年明けからの本格的な復旧工事に着手していく予定です。

次に、復旧工事の進め方についてでございます。

国庫補助を活用した災害復旧につきましては、早急な再度災害防止の観点はもとより、委員御指摘のとおり、発災年を含めた三年間で完成させるという制度上の制約からも、迅速に対応していく必要があります。このためには、計画的な受発注につながる取組、様々な関係者との連携が重要であり、今後、次の三点について具体的に取り組んでいく考えです。

一つ目は発注見通しの公表です。現在、地域の特性を踏まえながら、工事の発注規模や優先順位などについての発注計画を検討しているところでございます。こうした発注計画に基づく発注見通しについては、通常、年六回公表しておりますけれども、今回は、内容が確定した災害復旧工事をまず今月中に追加公表し、一月以降も必要に応じてきめ細かく公表してまいります。

二つ目は技術者等の不足による不調・不発の発生を抑制する工夫でございます。現在、現場代理人につきましては、通常最大三件までとしている兼務数を、四千万円未満の工事であれば災害時は五件まで拡大できる措置について、改めて周知を図ってまいります。また、下請業者等、労務者を遠隔地から確保する場合、その追加コストを契約変更に計上する制度についても適切に運用していく考えです。

三つ目は発注者間の連携です。置賜地域に甚大な被害をもたらした令和四年八月豪雨からの復旧におきましては、西置賜地域振興局の河川、道路、農村整備など関係五課による災害復旧連絡会議を毎月開催し、工事スケジュールや入札の執行状況、また現場での課題や工夫などを共有しながら、連携して進めてきたところでございます。今回の災害復旧につきましても、こうした連携体制を構築し、円滑な執行を図ってまいります。

県としましては、これら三つの取組に加え、引き続き、建設業の技術者の力が最大限に発揮されるよう、建設業協会等の声も随時お聞きしながら、災害復旧事業の実施状況を的確に把握し、一日も早い復旧復興を目指してまいります。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 現県政の最優先課題は、やはりこの豪雨災害からの復旧復興だと考えております。今、様々連携しながらしっかりと進めるという話もありました。発注見通しの公表、不調・不発の防止、発注者間の連携ということで、この三つの柱を基に復旧復興を急いでやっていただければと思います。

このたび早期に激甚災害に指定されたものの、災害復旧事業においては、三年間という補助金の縛りがあるということが非常に今後厳しくなるのかなという考えもございまして。

復旧に関して、建設業者の皆様、また測量設計業者の皆様というのは、公共土木施設に加えて、先ほど答弁いた

いた農地・農業用施設の復旧、また、個人の農家の人からの受注もあるかもしれない。公共土木施設だけではなくて様々な仕事をやらなきゃならない中で、今後も復旧復興に向けて、建設業協会、また測量設計業協会などの連携を取っていただけるということですので、しっかりと連携を取りながら、早期の復旧に向けてしっかり進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

小林県土整備部長、ありがとうございます。

次に、スポーツ振興基金の活用について質問させていただきましても、まずはスポーツ施設の整備について質問させていただきたいと思います。

スポーツ振興基金は、市町村のスポーツ協会などスポーツ関係団体が所有するスポーツ施設の修繕や、県が取り組む施策のうち、特にスポーツ振興に資する事業に充てることを目的に、平成二十八年度に創設された基金でございます。

創設された当初、基金活用事業として検討されていたのが、私の地元の新庄市サイクルスポーツセンターの復旧でございました。同センターは、平成四年のべにばな国体開催に向けて整備が行われ、かつては数多くの大会や競技普及において実績を残した施設であります。東日本大震災により競技場走路の一部が崩落したことによって利用ができなくなりました。

本県で、山形県で唯一の自転車競技場ということもあり、スポーツ振興基金を活用しての施設修繕に対する地元の期待は大変大きなものでありました。しかしながら、施設が所在する地盤が軟弱であったことで多額の修繕費用が見込まれることが大きな要因で修繕は見送られることとなり、平成三十年限りで廃止となりました。

一方で、県内のスポーツ施設を見渡しますと、べにばな国体の開催に向けて整備された施設が大変多くございまして、老朽化が進んでいる施設が多数あります。こういう状況の中、今後、これらをいかにして維持していくかが本県のスポーツを振興していく上での大きな課題であるように感じられます。

スポーツ振興基金は、創設当初三億円が積み立てられたわけですがけれども、現在の基金残高は一・六億円と、創設当初から半減しております。これではスポーツ施設の修繕をしていくには十分な金額とは言えず、基金創設時の目的にかなった基金の運用がされているのか、疑問を感じざるを得ません。

厳しい財政状況であることは承知しておりますけれども、計画的に積立てを行っていき、スポーツ関係団体所有の老朽化するスポーツ施設の整備や新たなスポーツ施設の整備などに基金が有効に活用されるべきと考えます。

今後の基金の活用方針について、観光文化スポーツ部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

山形県スポーツ振興基金は、本県のスポーツ推進に向けて、スポーツ施設の計画的な修繕等によるスポーツ環境の維持が必要であることから、スポーツ関係団体が所有する競技施設の改修等を支援するため、平成二十八年度に創設されたものであります。

具体的には、市町村スポーツ協会や県内競技団体等のスポーツ関係団体が所有または管理する競技施設を対象として、市町村が所有する競技施設の改修等に対する市町村総合交付金を活用した支援と同様に、県内に設置数が一つ程度で競技人口が少ないなど特殊な競技施設の災害復旧や老朽化に伴う修繕・整備について支援を行っております。これまで、山形県ライフル射撃協会が管理する南陽市ライフル射撃場の修繕等への支援を実施してまいりました。

あわせて、令和元年度からは、この基金を活用して本県の競技力向上を図る目的から、国のスポーツ振興施策の一環であるスポーツ振興くじ助成金「toto」助成の対象事業となる、次世代を担うトップアスリートの育成を目指す「YAMAGATAドリームキッズ」の取組や、やまがた雪未来国スポなど、対象事業を限定し、県が取り組むスポーツ振興事業についても活用を図ってきております。

一方、自転車競技場の新設など特殊な競技施設の新たな整備については、まずは設置主体となる市町村や競技団体などにおいて慎重に検討される必要があるものと考えております。

県としましては、引き続き地元市町村やスポーツ関係団体等の考えをお聞きしながら、維持修繕が必要となる競技施設の整備について、スポーツ振興基金を活用した支援を行っていくとともに、本県スポーツ振興に資する競技力向上や次世代アスリートの育成、生涯スポーツの推進に向けた施策等について計画的に本基金を活用し、本県のスポーツ環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 答弁ありがとうございます。

ただいま活用方針についてはあったんですけども、やはりこういうものに使うに当たって、先ほども申し上げましたとおり、定期的に積立てを行っていくというのは非常に大事だと思っております。

ちょっとその部分、基金の積立てを今後どう考えているのかというものを含めてもう一度お願いできればと思い

ます。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 基金の積立ての話でございますけれども、基金の残高が約一・六億円あるということでございますので、それを活用することをまずは優先的に考えていきたいと思っております。

○柴田委員長 佐藤委員。

○佐藤（文）委員 ありがとうございます。

やまがた雪未来国スポは、雪不足と言われる中、大変工夫をなされて成功裏に終わったと思っています。今後、日本スポーツマスターズの誘致等の話もございます。また、ミニ国体と言われる東北総合スポーツ大会等、山形県でのスポーツ大会開催が節目節目で行われていくであろう中、老朽化したスポーツ施設の整備支援というのは、かなりあるんですけれども必ず必要になってくると思います。

現在、県では、先ほどもありましたとおり、市町村所有のスポーツ施設については市町村総合交付金制度を活用することで改修の支援を行っているのですけれども、スポーツ関係団体が所有する施設については、この交付金制度の支援対象外ということで、非常に厳しい中、このスポーツ振興基金を設置したとの経緯を私も伺っております。

このたびの答弁では、今、この一・六億円というものの活用をまずという話でしたけれども、今後も引き続き検討していただきまして、今後のスポーツ振興につなげていただければと思いますので、今後も様々な活用方法を考えながらよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、トップアスリートの育成についての質問ですが、こちらに関しては、実は先日の一般質問にて高橋弓嗣議員よりスポーツ推進計画ということで質問がありまして、重なる部分がたくさんあるため省略いたしますが、ちょっと私のほうから少しだけ。

山形県スポーツ協会に加盟している団体は五十七団体ございます。それぞれの団体が競技力向上、アスリート育成に向けて本当に日々頭を悩ませているということをもっと分かっていただきたいということ、アスリート本人の努力はもちろんなんですけれども、日々の練習環境が整って、優秀な指導者がいれば、トップアスリートが育つ確率は格段に上がるんです。私もそういう例をたくさん見てきました。高校生とか若いときというのはやっぱり指導者というものは非常に大事で、そういう指導者に向けても、こういうソフト的な事業の支援にも基金を活用していくべきという考えを申し上げて、ちょっと早いですが終了いたします。

大変ありがとうございました。

○柴田委員長 佐藤文一委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 一時 五十七分 閉 会